

神石高原町第4期障害福祉計画

平成27年3月

神石高原町

目 次

1章 計画策定の基本的な考え方 -----	1
1 計画策定の趣旨 -----	1
2 計画の位置づけ -----	1
3 計画の期間 -----	1
4 福祉サービスの体系 -----	4
2章 施策別計画 -----	12
1 施策の方針 -----	12
2 施策別計画 -----	15
3章 計画の目標値と福祉サービス見込量の推計 -----	26
1 障害福祉計画における目標値 -----	26
2 福祉サービス見込量の推計 -----	28
3 福祉サービス提供体制の確保について -----	36
4章 計画の推進に向けて -----	38
1 相談体制の充実と福祉サービスの周知 -----	38
2 計画の推進体制づくり -----	38
3 地域生活支援拠点等の整備 -----	38
4 障害福祉サービスと介護保険サービスの連携の強化 -----	39
5 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る医療機関、 教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの 措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項 -----	39
6 計画の達成状況の点検・評価 -----	39
7 国や県との連携 -----	39
資料1 福祉サービスの現況と問題点 -----	40
資料2 計画策定の経緯 -----	67

1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障害者を取り巻く制度や環境は、近年、大きく変容してきています。こうした中で、平成18年4月に障害者福祉制度の新たな制度として「障害者自立支援法」が施行され、市町村においては、障害者自立支援法に基づいて障害福祉サービスを円滑に提供するため「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。さらに、平成25年4月（一部は平成26年4月）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

このため、本町では障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、平成18年度に「神石高原町障害福祉計画」、平成19年度に「神石高原町障害福祉計画」の内容を含めて障害者への施策を総合的に示した「神石高原町障害者プラン」、平成20年度に第2期障害福祉計画、平成23年度に第3期障害福祉計画を策定し、現在に至っています。

こうした中、第3期障害福祉計画の計画期間が平成26年度までであること、障害者総合支援法が施行されたことを踏まえて、町では第4期障害福祉計画の策定に取り組みました。

注：第4期障害福祉計画では、障害者総合支援法に基づくサービスを障害福祉サービス、

2 計画の位置づけ

「神石高原町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画として作成するものです。

また、本計画は国や県との整合を図り、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス提供体制の確保に関する基本的事項を定めたものです。

3 計画の期間

障害者総合支援法の規定に基づき、第4期計画は平成27年度～平成29年度を計画期間と定めます。

参考 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の概要

1 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2 概要

(1) 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

(2) 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生，社会的障壁の除去に資するよう，総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(3) 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく，障害者の範囲に難病等を加える。

(4) 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について，障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう，区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

(5) 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業，意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

(6) サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3 施行期日

平成25年4月1日。(ただし、(4)及び(5)①～③については、平成26年4月1日)。

4 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目処として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

4 福祉サービスの体系

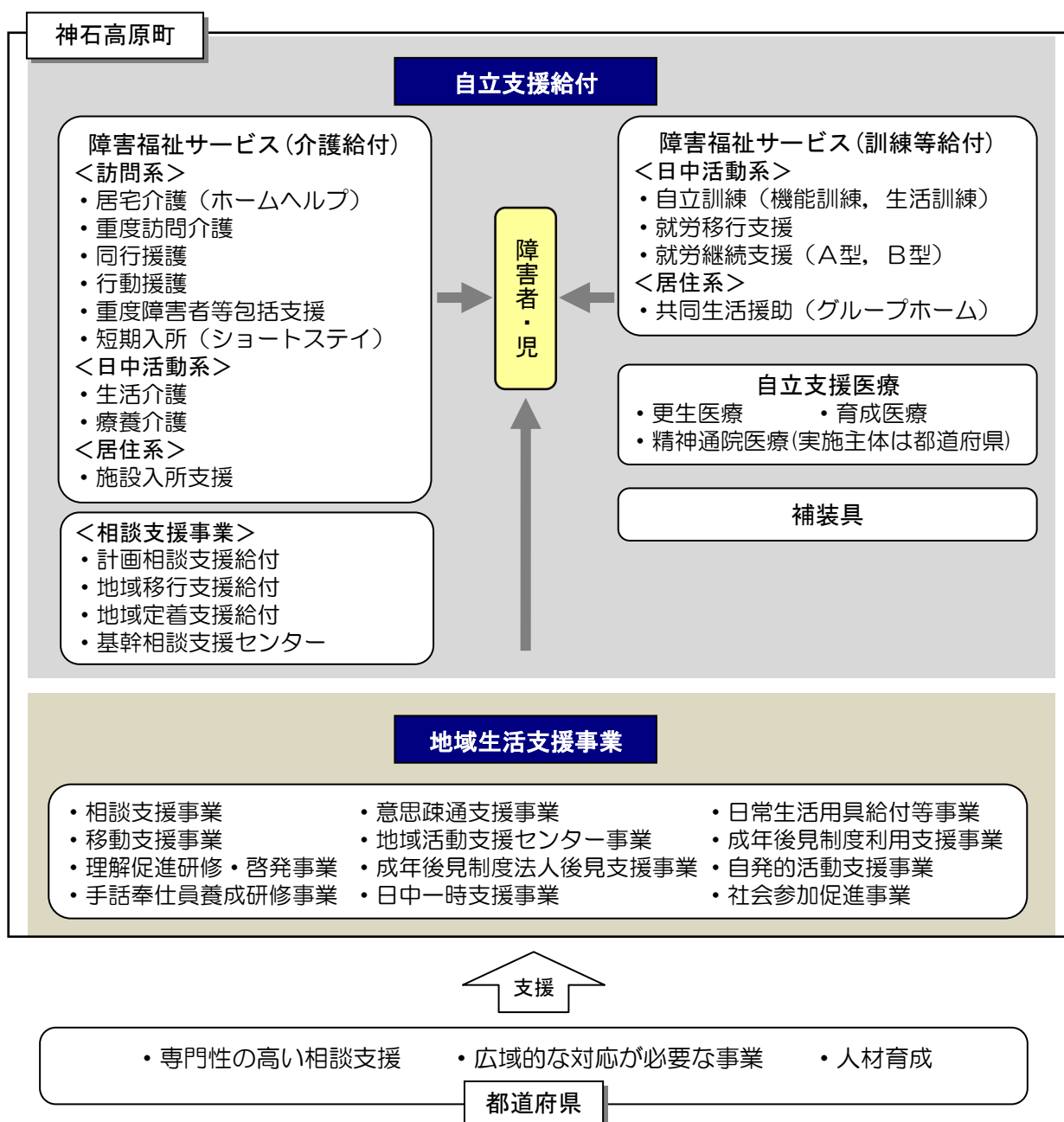
(1) 福祉サービスの枠組

ア 障害者総合支援法

障害者総合支援法のサービス体系は、下図のとおりです。サービスは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）・一定範囲の難病）にかかわらず、全国共通の仕組みで行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」のほか、「計画相談支援給付」、「地域移行支援給付」、「地域定着支援給付」、「基幹相談支援センター」、「自立支援医療」、「補装具」により構成され、「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に分けられます。

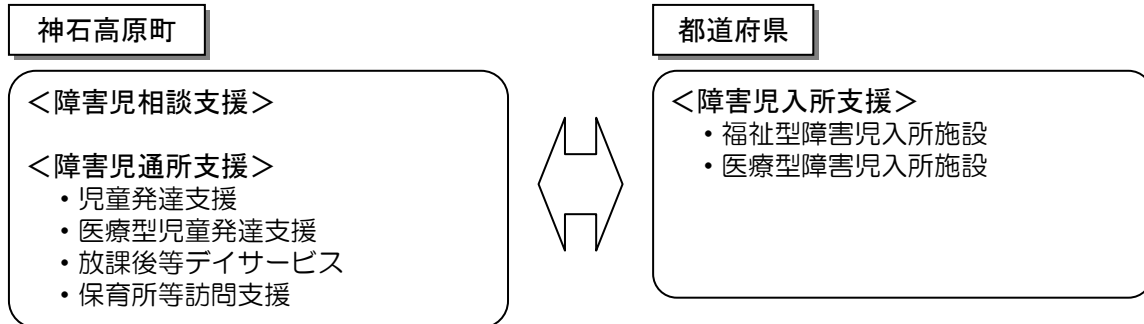
図 障害者総合支援法のサービス体系



イ 児童福祉法

児童福祉法のサービス体系は、下図のとおりで、障害児相談支援、障害児通所支援及び障害児入所支援があります。障害児相談支援及び障害児通所支援は市町村、障害児入所支援は都道府県が行います。

図 児童福祉法のサービス体系



(2) 福祉サービスの内容

ア 障害者総合支援法

(7) 介護給付・訓練等給付

① 相談支援事業

相談支援事業については、本庁福祉課・保健課を窓口とする一般相談事業があり、関係機関と連携して相談支援を行っています。

さらに、障害のある人に対する相談支援を充実するために、「計画相談支援給付」、「地域移行支援給付」及び「地域定着支援給付」の3事業を行っています。

また、相談支援の強化を図るために「基幹相談支援センター」を市町村が任意で設置できることになっています。

表 相談支援事業の内容

名 称	サービスの内容
計画相談支援給付	障害のある人（児童を含む）が適切に障害福祉サービスを利用できるように、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成、サービス提供事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援給付	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人に対して、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等の支援を行います。
地域定着支援給付	居宅において単身で生活しているまたは家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けることができない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。
基幹相談支援センター	身体障害、知的障害及び精神障害のある人の相談を総合的に行う等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、市町村が任意に設置できます。

② 訪問系サービス

訪問系サービスとしては、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害等包括支援」の5事業があるほか、「短期入所（ショートステイ）」があります。

表 訪問系サービスの内容

名 称	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ等の支援や通院介助等の支援を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事等の介護等の援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で支援している人が病気等で支援できなくなった場合に、施設で短期間介護します。

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスとしては、「生活介護」、「療養介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型（雇用型）」、「就労継続支援B型（非雇用型）」の7事業があります。

表 日中活動系サービス

区 分	名 称	サービスの内容
介 護 給 付	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動の場を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練を行うとともに、療養上の管理、看護、介護等を行います。
訓練等 給 付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能の向上を図るための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上を図るための訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援A型（雇用型）	事業所で働くことが困難な人を雇用して、就労の機会の提供、生産活動、その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援B型（非雇用型）	事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供、生産活動、その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

④ 居住系サービス

居住系サービスとしては、施設入所者支援として「施設入所支援」、居住支援として「共同生活援助（グループホーム）」の2事業があります。

表 居住系サービスの内容

区分	名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

(イ) 自立支援医療・補装具費の支給

障害のある人の医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）や補装具の購入や修理にかかる費用の支援を行います。

(ウ) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、市町村や都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施するものです。

市町村が行う地域生活支援事業の内容は次のとおりで、障害者総合支援法で定められた必須事業と、市町村が選択して実施できる事業に分かれています。

必須事業としては、「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「理解促進研修・啓発事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「自発的活動支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」の10事業があります。

また、市町村が選択して実施できる事業としては、「福祉ホーム事業」、「盲人ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」、「重度障害者在宅就労促進事業（バーチャル工房支援事業）」、「更生訓練費事業」、「知的障害者職親委託制度」、「生活訓練事業」、「日中一時支援事業」、「社会参加促進事業」、「地域移行のための安心生活支援」、「障害児支援体制整備」、「巡回支援専門員整備」、「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」、「成年後見制度普及啓発」、「障害者虐待防止対策支援」の15事業があります。

表 地域生活支援事業の内容（必須事業）

名 称	サービスの内容
相談支援事業	障害のある人が自立した生活を営めるように、障害のある人またはその家族等からの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助を行います。 （障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業）
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思の疎通を図ることが難しい人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、円滑な意思疎通を支援します。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して日常生活に必要な用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	施設に通所する障害のある人に創作的活動または生産活動の機会等を提供します。
成年後見制度利用支援事業	自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市町村長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。 また、費用を負担することが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見の活動を支援します。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族が権利や自立のため社会に働きかけることを目的に、地域において自発的に活動される場合に支援します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のある人との意思疎通を円滑に行うため、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を取得した者を養成します。

表 地域生活支援事業の内容（市町村が選択して実施できる事業）

名 称	サービスの内容
福祉ホーム事業	住まい先を求めている障害のある人に対して、低額な料金で住宅を提供します。
盲人ホーム事業	あんま・はり・きゅう師免許を有する視覚障害のある人で、自営することや雇用されることの困難な人を対象に、必要な技術の指導を行い、自立更生を図ります。
訪問入浴サービス事業	身体障害のある人を訪問して入浴サービスを提供します。
重度障害者在宅就労促進事業（バーチャル工房支援事業）	移動困難等の理由により、一般の職場では就労の機会を得ることが困難な在宅の身体障害のある人に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害のある人の在宅での就労の促進を図るものです。
更生訓練費事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な能力を身につけるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めるものです。
生活訓練事業	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援を行うことにより、生活の質の向上や社会復帰を促進します。
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息の場を提供します。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術活動等の事業実施、自動車の免許取得費及び改造費の助成を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。
地域移行のための安心生活支援	障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、障害があっても地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。
障害児支援体制整備	障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職員を配置する等、地域における支援機能の充実を図ります。
巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための整備を図ります。
相談支援事業所等における退院支援体制確保	相談支援事業所等において、精神科病院からの退院支援体制を確保するために必要な職員を配置するための賃金や諸経費等を助成し、退院支援体制を確保します。
成年後見制度普及啓発	成年後見制度利用を促進するための普及啓発を行い、障害のある人の権利擁護を図ります。
障害者虐待防止対策支援	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関に従事する者または関係団体の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

イ 児童福祉法による障害児相談支援及び通所支援

児童福祉法による障害児支援としては、障害児相談支援と障害児通所支援があります。

また、障害児通所支援の内容としては、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」の4事業があります。

表 児童福祉法による障害児支援の内容

名 称		サービスの内容
障害児相談支援		障害のある児童が適切に児童福祉法による通所支援を利用できるように、サービス利用申請の勧奨、サービス等利用計画案の作成、サービス提供事業所との連絡調整等を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	福祉型児童発達支援センター、児童発達支援事業とともに、通所利用の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、その家族に対する支援を行います。 <福祉型児童発達支援センター> 施設の有する専門機能を活かし、地域の障害のある児童やその家族等への相談、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育施設としての役割を担います。 <児童発達支援事業：その他の通所施設> 通所利用の障害のある児童やその家族等に対して相談等の支援を行うもので、身近な療育の場としての役割を担います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹に機能障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を提供します。
	放課後等デイサービス	学校通学している障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応できるように、保育所等を訪問して専門的な支援（障害のある児童に対する支援（集団生活適応のための訓練）、受け入れ先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導））を行います。

2章 施策別計画

1 施策の方針

(1) 基本方針

ア 相談支援体制の充実

障害のある人が自立した生活を送るためには、本人への各種情報や福祉サービスの提供が不可欠であり、困った時に身近で支援できる体制を準備しておく必要があります。

このため、障害のある人に対する相談支援体制を整備し、指定特定・指定一般相談支援事業所と連携して、身近な相談から専門的な相談まで対応するほか、「サポートファイル」の普及・啓発を行います。

さらに、相談体制の充実、虐待の防止を図るとともに障害のある人へ地域生活に必要な福祉サービスを適切に提供するために、関係機関によるネットワークの構築やケアマネジメントができる人材の育成を図るとともに、知的・身体障害者相談員の相談技術の向上や周知を図ります。

イ 居宅サービスの充実

障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、いつでも必要に応じて福祉サービスを提供できる体制が整備されていること、中でも地域での日々の生活を支援する居宅サービスが重要です。

このため、サービス提供事業所と連携して訪問サービス（居宅介護等）、ショートステイ（宿泊、日中一時支援）等のサービス提供体制の充実及びサービスの質の向上を図るほか、日常生活用具の給付等により障害のある人が安心して快適な生活が送れるように支援します。

ウ 入所・入院からの地域移行・単身世帯等の地域定着支援

現在、町内に障害のある人の入所施設及び病院がないため、入所・入院が必要な場合は町外にある施設や病院を生活の場とせざるを得ない状況にあります。

今後は、入所・入院の継続が必要ない障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、町と関係機関が連携して地域移行支援体制を整備し、本人の希望に沿った地域生活への移行を支援します。

エ 地域で暮らせる居住の場の確保

障害のある人がライフステージに応じて自らの生活スタイルを選択し、地域での生活を続けるためには、安心して暮らせる住宅の確保が必要です。

このため、グループホームの整備、町営住宅への受け入れ、既存福祉施設等を活用した居住の場の確保により、障害のある人へ住宅の提供を図るとともに、地域での支援体制を構築します。

オ 社会参加の促進

障害のある人が多様な社会参加機会を確保することは、本人の日常生活を豊かなものにするとともに、障害のある人と町民が相互に理解しながら共に暮らす社会の実現を図る上で重要です。

このため、外出手段、コミュニケーション手段の確保を図るとともに、障害のある人相互の交流、活動を支援するほか、障害のある人と町民が相互に交流する場づくりに努めます。

カ 日中活動の場の確保・一般就労の促進

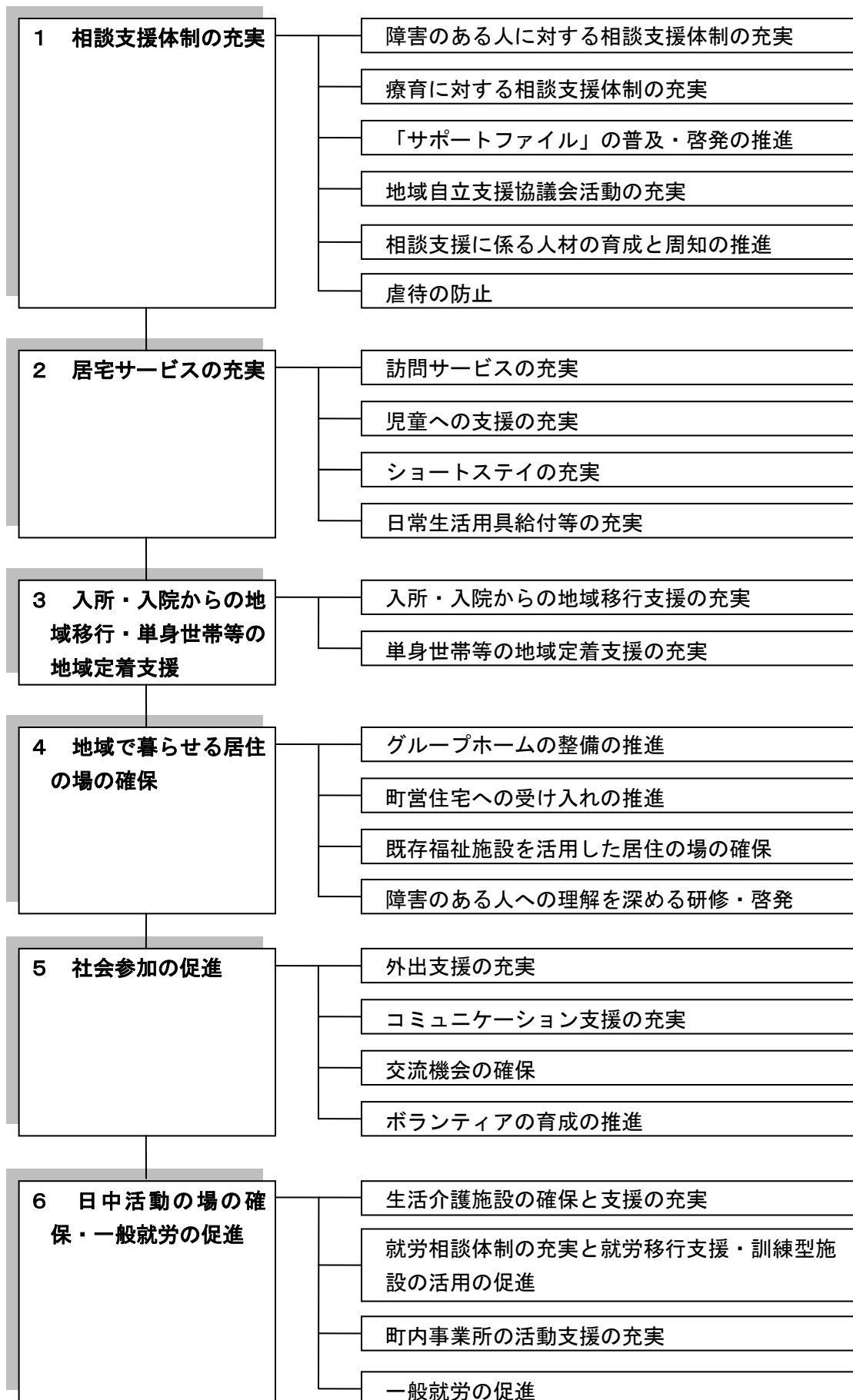
障害のある人が地域で孤立することなく、本人の意向に沿った豊かな生活を送るためには、日中活動の場の確保が重要です。日中活動の場を提供している施設は障害の種別毎に設けられていましたが、地域生活に必要な支援に応じて利用できる日中活動の場への再編が進み、町内の各施設は新体系サービスへ移行しており、今後も必要な施設整備を支援します。

また、より多くの障害のある人の就労ニーズに対応するために、障害のある人一人ひとりの能力や個性に合わせて、きめ細かな就労の場の提供が重要です。

このため、町内及び町外の施設と連携して、就労相談や職業訓練の充実を図るとともに、日中活動の場への通所、パート・アルバイト、一般企業への就労等本人のニーズに対応した就労の場の提供に努めます。

(2) 施策の体系

施策の方針に基づく施策の体系は次のとおりです。



2 施策別計画

(1) 相談支援体制の充実

ア 障害のある人に対する相談支援体制の充実

障害のある人に対する福祉サービス等について、障害のある人及び家族等からの相談に応じた情報の提供及び助言、福祉サービスの利用等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害のある人等の権利擁護のための援助を行います。事業の内容は次のとおりで、指定特定・指定一般相談支援事業所と連携して実施します。

また、町内に障害のある人に対する専門的な相談機関がないため、町における相談支援の中核的な役割を担う機関として、法律の一部改正で新たに位置づけられた「基幹相談支援センター」について、本町における設置の可能性について検討します。

(7) 事業内容

① 障害福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイ等）の利用援助

介護で困っている人、障害福祉サービスの内容や利用方法がわからない人等に、障害福祉サービスについて町の広報紙、ホームページ、かがやきネット等で情報提供を行うとともに、相談先を示すチラシを作成し、本庁、各支所、保健福祉センターの窓口等で配布するほか、保健師が訪問先で配布する等により、相談・支援の充実を図ります。

また、障害福祉サービスの提供に関するアセスメント、ケア計画の作成、サービス調整、モニタリング、個別ケースに関する検討会議等を行います。

② 福祉制度・社会資源を活用した支援

福祉制度や地域の様々な社会資源を活用して、障害のある人がより良い生活を送れるように情報の提供、紹介、利用援助等の支援を行います。

＜支援の例＞

- 所得保障（年金、手当、生活保護等）
- 生活情報の提供（交通、買い物、娯楽、生涯学習等）
- 福祉機器、情報機器の利用援助
- 福祉サービスの紹介
- コミュニケーションの支援（手話通訳、要約筆記、代筆、代読等）

③ 社会生活力を高める支援

障害のある人が地域で自立した生活をするために必要な技術（障害についての理解、人間関係、交通の利用、健康管理、金銭管理、家事等）を身につけるための支援をします。

このため、必要な人については自立した生活をするための目標の設定と具体的なプログラムを作成し、目標の達成に向けての行動を支援します。

④ ピアカウンセリング

同じような不安や悩みを持つ障害のある人自身がカウンセラーとなり、本人の思いを受容・共感し、一緒に考えます。また、必要な場合は相談機関を紹介します。

このためピアサロン活動等、ピアカウンセリングにつながりやすい環境づくりに努めます。

⑤ 権利擁護のための必要な援助

権利擁護のために必要な情報の提供、相談・助言、成年後見制度利用支援事業の活用等による援助等を行います。

⑥ 専門機関の紹介

抱えている不安、悩みに応じて、各種相談所、福祉サービス提供事業所、医療機関等の専門機関を紹介します。

⑦ 関係機関との連絡調整

町が開催する「障害者保健福祉関係者連絡調整会議」において、保健師、障害福祉担当者及び町が委託している相談支援事業所による活動内容の報告、課題の検討、諸事業の調整を行い、障害のある人及びその家族等に対して適切な支援を行います。

(イ) 相談体制

障害のある人及びその家族等からの相談を身近な相談機関（本庁福祉課・保健課や各支所）で受け、相談内容に応じて相談支援事業所等の専門機関と連携して支援します。

また、必要に応じてサービス利用申請の勧奨を行うとともに、指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成し、適切な福祉サービスを支援します。

なお、基本相談支援業務を府中市と共同で社会福祉法人静和会「は〜と&は〜と」に委託します。また、精神疾患のある人の相談を受けるため、精神保健福祉士の派遣を行う等、専門的な職員と連携し相談体制の充実を図ります。

イ 療育に対する相談支援体制の充実

在宅の障害のある児童の療育指導及び相談等に対応するため、家族等からの相談をまず身近な相談機関（本庁福祉課・保健課や各支所）で受け、療育指導に関する実績や経験のある専門機関と連携して支援します。

(7) 事業内容

① 障害児療育等支援事業

専門療育機関（福山市）から支援を受けて、外来（施設に来てもらい提供する）、訪問（家庭や地域の公共施設を訪問し提供する）、施設支援（保育所・学校等を訪問し子どもとの関わり方等を指導する）等の方法によって、療育指導と相談に応じます。

② 子育て支援センターでの相談

毎月1回、油木シルトピアカレッジで開催する療育教室終了後、個別に専門療育機関の職員が保護者の相談に応じます。

③ 広島県東部こども家庭センターでの相談

広島県東部こども家庭センターにおいて、障害のある子どもや発達の問題になる子どもに関する相談に応じるとともに、発達状況に関する検査を行います。

④ こども発達支援センターでの相談

広島県東部及び岡山県西部の6市2町で共同運営する「こども発達支援センター」において、発達の問題になる子どもに関する相談に応じるとともに、医師による診察や専門員による訓練を行います。

(イ) 相談体制

障害のある児童の家族等からの相談をまず身近な相談機関（本庁福祉課・保健課や各支所）で受け、相談内容に応じて、専門療育機関と連携して支援します。また、必要に応じてサービス利用申請の勧奨を行うとともに、指定特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成し、適切な福祉サービスを支援します。

なお、基本相談支援業務を府中市と共同で社会福祉法人静和会「は〜と&は〜と」に委託し、専門的な職員と連携し相談体制の充実を図ります。

ウ 「サポートファイル」の普及・啓発の推進

障害のある児童を対象として、本人を理解し、ライフステージを通じて一貫した支援を行うため、生育歴やケアの内容を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理した「サポートファイル」を作成することが望まれます。

このため、家族等に対して「サポートファイル」の必要性、内容、活用方法等について、町の広報紙、ホームページ、かがやきネット等を通じて普及・啓発を行うとともに、家族等が「サポートファイル」を作成する際の相談支援を行います。

エ 地域自立支援協議会活動の充実

障害のある人の地域での自立した生活を実現するためには、相談支援事業所、サービス提供事業所、保健・医療関係者、教育及び雇用関係機関、障害者団体等の連携による取組が不可欠です。

このため、障害のある人の生活を支援するための相談支援事業をはじめとする支援システムづくりの中核的な役割を担う機関として、本町では「地域自立支援協議会」を設置しており、次のような機能を持っています。

今後は、「地域自立支援協議会」の障害者総合支援法上での位置づけ（法律の一部改正）を踏まえ、活動のより一層の充実を図ります。特に、民生委員・児童委員の「個別ケア会議」への参加を必要に応じて要請し、障害のある人の状況についての情報交換を行い、適切な支援を行います。

図 地域自立支援協議会の機能

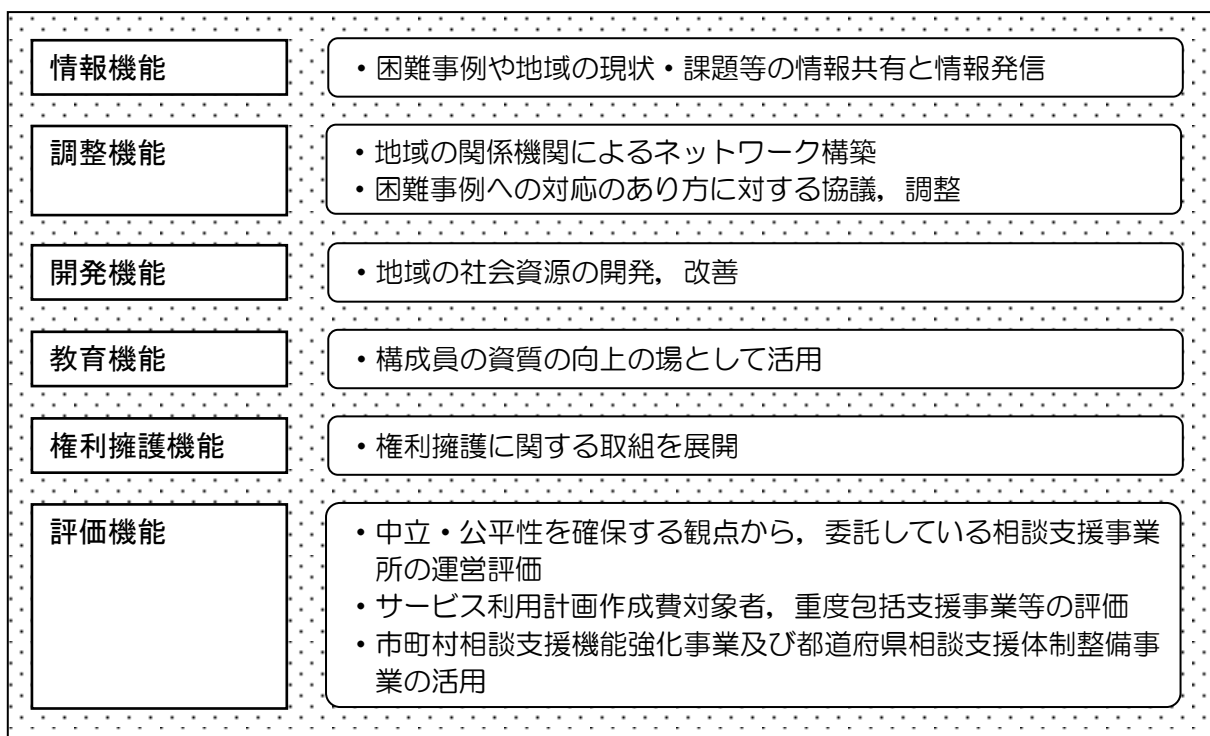


図 神石高原町地域自立支援協議会のイメージ

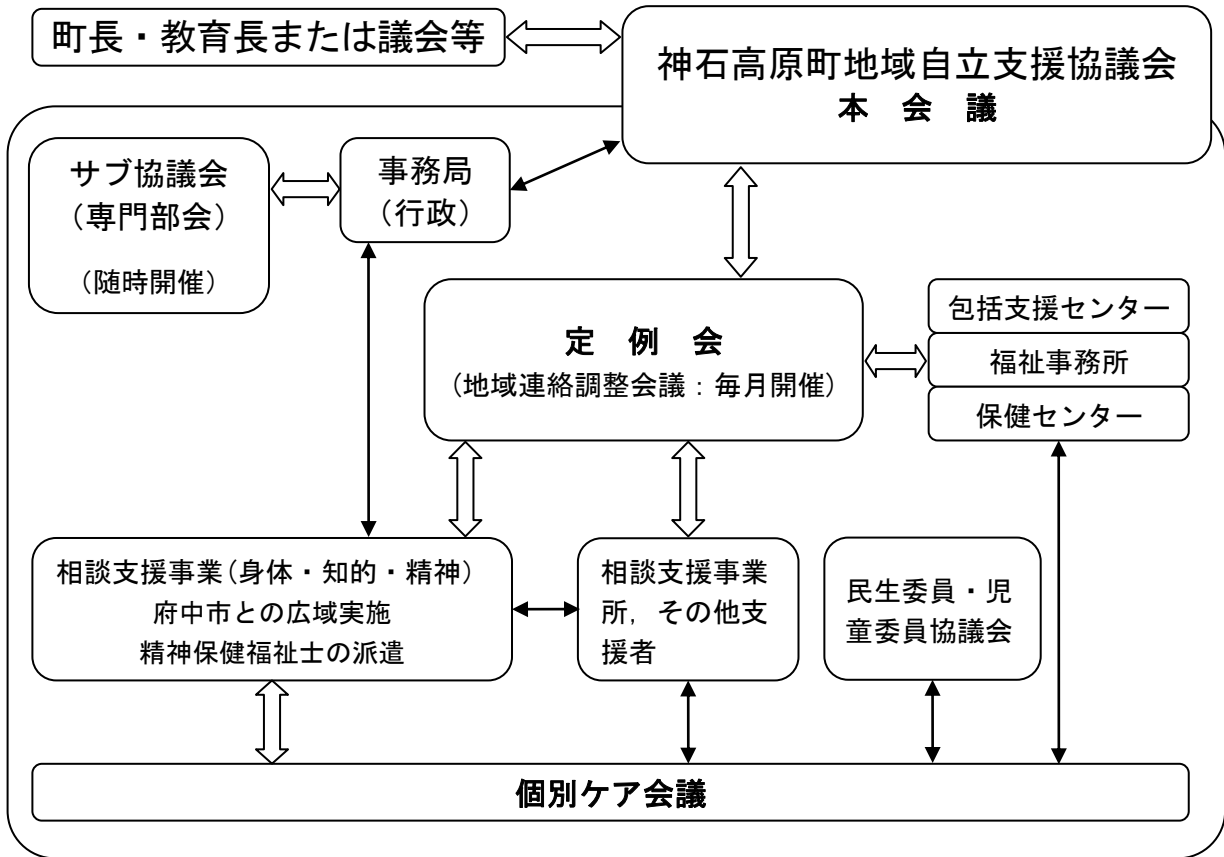


表 各会議の役割

区分	役割
本会議	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題について、地域の関係者が情報共有・確認する場で、年2～3回開催します。 本会議では、地域自立支援協議会全体の計画（障害者プラン、障害者福祉計画）策定、活動実績、方向性等について協議、確認します。
定例会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題について、地域の関係者が月1回集まり、情報共有・協議する場です。 地域ニーズが集約される立場にある相談支援事業所の活動報告を中心に、行政情報や関係者の情報を共有します。
個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 個々の障害のある人の課題解決やサービスの利用調整のために、本人、家族、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係者が集まって協議する場です。必要に応じて、民生委員・児童委員も参加します。 個人を支援するチームになり、相談支援事業所を中心に最後まで責任を持つとともに、必要な社会資源等の整備を定例会や本会議に報告します。

オ 相談支援に係る人材の育成と周知の推進

障害のある人一人ひとりの生活を支援し、福祉サービスを効果的に利用できるようにするためには、ケアマネジメントができる人材の確保が重要であり、研修の場を確保し、障害のある人の立場に立ったケアマネジメントができる人材の育成に努めます。

また、身体・知的障害者相談員が障害のある人及び家族等の相談等に的確に対応するために、必要な知識や技術の習得について支援するほか、町の広報紙、ホームページ、かがやきネット等を通じてこうした相談員の周知に努めます。

カ 虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障害のある人の虐待防止に係る自治体の責務が定められたことに伴い、障害のある人に対する虐待の通報窓口を確保します。

また、地域自立支援協議会を核としつつ、社会福祉協議会、障害者団体、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、保健福祉ボランティア、自治振興会等のコミュニティ組織による障害のある人に対する支援、虐待防止ネットワークを強化するとともに、本法律に定められている障害のある人に対する虐待の通報義務等の周知徹底を図ります。

身体・知的障害者相談員については、障害者団体、行政等との連携を強化し、障害のある人の実態把握に努めます。

(2) 居宅サービスの充実

ア 訪問サービス（居宅介護等）の充実

居宅介護は、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴や排せつ等の支援や通院介助等の支援を行うもので、障害のある人が在宅で自立した生活を送ることができるように日常生活の支援を行います。今後は、サービス提供事業所と連携して、本人の日常生活訓練になるように、障害の状況に合わせた適切な支援を行います。

また、居宅介護のほかに、障害の程度に応じて重度訪問介護、重度障害者等包括支援があり、対象者に対してこうしたサービスの利用を働きかけます。

なお、居宅介護での通院介助、重度訪問介護における外出時の移動補助をする場合については、移動支援に要する車両の燃料代等の経費を町独自の制度により助成しており、今後も継続します。

表 訪問サービスの内容

名 称	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ等の支援や通院介助等の支援を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動の補助を行います。
重度障害者等包 括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

イ 児童への支援の充実

障害のある児童を支援するため、障害のある児童に対して、児童発達支援及び医療型児童発達支援を行う施設との連携を強化します。

また、学校に通学している障害のある児童の自立を促進するための放課後等デイサービスや保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応できるように支援するための保育所等訪問支援について、こうしたサービスが少ないことから、関係機関に対して受け入れ態勢の充実を働きかけます。

さらに保育所、幼稚園等に通所している障害のある児童が児童発達支援事業所に通所する場合、利用料等の保護者負担が多くなることから、児童発達支援サービスに係る自己負担額分を助成し、障害のある児童の早期療育を推進します。

表 児童福祉法によるサービスの内容

名 称	サービスの内容
児童発達支援	福祉型児童発達支援センター，児童発達支援事業とともに，通所利用の障害のある児童に対して，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行うとともに，その家族に対する支援を行います。 <福祉型児童発達支援センター> 施設の有する専門機能を活かし，地域の障害のある児童やその家族等への相談，障害のある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等，地域の中核的な療育施設としての役割を担います。 <児童発達支援事業：その他の通所施設> 通所利用の障害のある児童やその家族等に対して相談等の支援を行うもので，身近な療育の場としての役割を担います。
医療型児童発達支援	上肢，下肢または体幹に機能障害のある児童に対して，医療型児童発達支援センターにおいて，児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学している障害のある児童に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある児童が，保育所等における集団生活に適應できるように，保育所等を訪問して専門的な支援（障害のある児童に対する支援（集団生活適應のための訓練），受け入れ先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導））を行います。

ウ ショートステイの充実

ショートステイは，冠婚葬祭や家族の急病等で一時的に障害のある人の支援が困難になった時や本人の希望により障害のある人が利用できる短期入所（宿泊を伴う）と，夏休み等の長期休暇時における家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息の場を提供できる日帰りショートステイ（日中一時支援）があります。

障害の種別，障害の程度にかかわらず誰もが迅速に利用できるように，サービス提供事業所にサービス提供体制の充実を働きかけ，本人と家族への支援を行います。

エ 日常生活用具給付等の充実

重度の障害のある人の日常生活の便宜を図り，生活の質の向上を図るために，介護・訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排泄管理支援用具，居住生活動作補助用具（住宅改修）の給付を行います。

また，障害のある人がサービスを適切に利用できるように，使用方法の情報提供や相談体制の充実を図ります。

(3) 入所・入院からの地域移行・単身世帯等の地域定着支援

ア 入所・入院からの地域移行支援の充実

入所・入院からの地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害のある人に対して、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等の支援を行うものです。

本町では、指定特定・指定一般相談支援事業所と地域自立支援協議会をはじめとする町内の関係機関、団体の連携を一層強化し、障害のある人の入所・入院からの地域移行支援に取り組みます。

イ 単身世帯等の地域定着支援の充実

障害のある人の地域定着支援は、居宅において単身で生活しているまたは家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けることができない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、緊急訪問、緊急対応等の支援を行うものです。

本町では、指定特定・指定一般相談支援事業所と町の連携を密にするとともに、地域自立支援協議会、町内関係機関、団体と連携して緊急時に対応するための体制づくりを行います。

(4) 地域で暮らせる居住の場の確保

ア グループホームの整備の推進

障害のある人のライフステージに応じた自立した生活へのニーズや入所・入院施設から地域生活への移行等の希望に対応するため、町内外の社会福祉法人と連携してグループホームの整備について検討します。特に、町内において、女性向けのグループホームの拡充や運営体制の充実を検討します。

イ 町営住宅への受け入れの推進

自立した生活を希望する障害のある人の町営住宅への入居希望に対応できるよう、町営住宅担当課と連携を取り、受け入れ体制を整えます。

ウ 既存福祉施設を活用した居住の場の確保

町内には高齢者向けの住宅として整備された高齢者生活支援ハウス（居住施設）、自立支援型グループホーム、ユーフーム等があり、空き室が生じた場合は、障害のある人の受け入れを検討します。

エ 障害のある人への理解を深める研修・啓発

障害のある人が地域で生活する上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害について理解を深めるための研修・啓発を行います。

(5) 社会参加の促進

ア 外出支援の充実

障害のある人の社会参加を促進するために、外出時における支援の充実を図ります。

知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対する行動援護、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人等に対する同行援護、屋外での移動が困難な障害のある人に対する移動支援があり、対象者に対してこうしたサービスの利用を働きかけます。このうち、移動支援については、車両の燃料代等の経費を町単独で助成しており、今後も継続します。

さらに、身体障害のある人に対して、自動車の免許取得費や改造費の助成制度があり、こうした制度の利用を働きかけます。

その他に、心身の事情により交通機関の利用が困難な人に対する公共交通補完事業を実施しており、今後も継続します。

表 移動支援事業の内容

名 称	サービスの内容
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護や援助を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事等の介護等の援助を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促します。
自動車の免許取得費、改造費の助成	身体障害のある人に対して、自動車の免許取得費や改造費の助成を行います。
公共交通補完事業（町）	心身の事情により交通機関の利用が困難な人に対して、タクシーチケット（年間1人60枚）を交付します。
福祉タクシー事業	身体に障害のある人等に対し、福祉車両タクシー料金の一部を助成します。

イ コミュニケーション支援の充実

聴覚等の障害があり、意思疎通の支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、円滑な意思疎通を支援します。

ウ 交流機会の確保

日常生活に必要な訓練・援助等により障害のある人本人の自立を支援するほか、神石高原サロン及びソーシャルクラブ等の交流機会の充実、スポーツ・文化活動の講座等の情報提供、県立障害者リハビリテーションセンターと連携した交流機会の提供等により、障害のある人の積極的な交流活動を支援します。また、障害のある人やその家族が自発的に交流等を行う取り組みを支援します。

エ ボランティアの育成の推進

町社会福祉協議会と連携してボランティア登録、ボランティア研修を推進し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。

(6) 日中活動の場の確保・一般就労の促進

ア 生活介護施設の確保と支援の充実

障害のある人がいきいきと暮らせるように、常に介護が必要な人に対して施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動の場を確保します。

イ 就労相談体制の充実と就労移行支援・訓練型施設の活用の促進

就労を希望する障害のある人に対して、ニーズに応じた就労支援を行います。

このため、東部地域障害者就業・生活支援センターと連携して、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導、助言、職業準備訓練等の斡旋を行います。特に、障害のある人の身近な相談窓口として町福祉部門の相談機能を強化します。

また、障害のある人一人ひとりがニーズに合った施設選択ができるように就労移行支援・訓練型施設の情報を収集し、紹介します。

ウ 町内事業所の活動支援の充実

町内にある就労継続支援事業所の仕事の確保を図るため、役場業務の委託を推進するとともに、民間からの作業委託の促進、ホームページを活用した商品の販売促進等の支援並びに製造機器の購入助成を行い、施設運営の強化と通所している障害のある人の賃金の向上を目指します。

エ 一般就労の促進

一般就労を希望する障害のある人に対しては、公共職業安定所と連携して企業の雇用情報を提供するとともに、町福祉部門と東部地域障害者就業・生活支援センターの連携を強化し、継続的な相談・助言を行います。

また、町内及び周辺地域の事業所に対して、障害のある人の雇用を働きかけます。

3章 計画の目標値と福祉サービス見込量の推計

1 障害福祉計画における目標値

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設（施設入所支援事業所）入所者の地域生活への移行の基準値となる平成25年度末の施設入所者数は23人です。平成29年度末の入所者数は、国の方針を受けて4%以上削減することとし、1人削減し、22人とします。

平成25年度末 時点	施設入所者数 A	23人
平成29年度末《目標値》	入所者数 B	22人
H25 → H29	削減見込み者数 (A-B)	1人
H25 → H29	削減見込み割合 ((A-B) / A)	4.3%

平成25～29年度 《目標値》	施設入所からの地域生活移行者数 C	1人
平成25～29年度	地域生活移行率 C/A	4.3%
平成26年度までの未達成割合の加算の有無		なし

(2) 地域生活支援拠点等の整備

福祉施設（施設入所支援事業所）や精神病院からの地域生活移行を確実に進めるため、地域生活を支援する相談、体験の機会・場、緊急受け入れ・対応などの多機能を持つ「地域生活支援拠点等」については、平成29年度末までに1か所整備することを目標とします。

平成29年度末《目標値》	地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所
--------------	-----------------	-----

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労移行者数は、平成24年度はいません。今後は、平成29年度の一般就労移行者数が3人になることを目標とします。

また、「就労移行支援事業」の利用者数は、平成25年度で4人ですが、平成29年度では7人、利用者数増加割合75%を目標とします。

平成24年度	福祉施設利用者からの一般就労移行者数 A	0人
平成29年度末《目標値》	福祉施設利用者からの一般就労移行者数 B	3人
H24 → H29	一般就労移行割合 (B/A)	皆増
平成29年度	Bのうち、就労移行支援及び就労継続支援以外の福祉施設利用者	0人

平成25年度末	「就労移行支援事業」の利用者数 A	4人
平成29年度末《目標値》	「就労移行支援事業」の利用者数 B	7人
H25 → H29	利用者数増加割合 (B/A-1)	75%

※福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援(A・B)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(4) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

町内に就労移行支援事業所は現在なく、今後も設置を見込みません

平成29年度	就労移行支援事業所数 A	0か所
平成29年度末《目標値》	Aのうち就労移行率が3割以上の事業所数 B	0か所
H29	就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	—

2 福祉サービス見込量の推計

(1) 介護給付・訓練等給付

平成20年度以降のサービスの利用動向を踏まえて、平成27～29年度までの見込量を推計すると、次のとおりです。

ア 訪問系サービス

- 居宅介護は、介護者の高齢化に伴い、利用（特に家事援助）の増加を見込みます。
- 重度訪問介護は、現在1名の利用者がおり、今後も継続利用を見込みます。
- 同行援護は、町内に同行援護事業所がないため、現在利用はありませんが、今後近隣市町の事業所の利用を1名見込みます。
- 行動援護及び重度障害者等包括支援は、現在利用がなく、本計画期間での利用も見込みません。
- 短期入所（福祉型）は、児童が長期休暇（夏休み等）に入る場合、短期入所を連続して利用する傾向にあること、障害のある人の家族（介護者）の高齢化に伴い、在宅での介護が出来なくなることが予測されるため、利用の増加を見込みます。
- 短期入所（医療型）は、過去の利用実績がなく、今後も利用を見込みません。

表 訪問系サービスの見込量（1か月）

名 称	区 分	実 績	見 込 量		
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	実利用者数(人)	15	16	17	18
	提供時間数(時間/月)	180	192	204	216
重度訪問介護	実利用者数(人)	1	1	1	1
	提供時間数(時間/月)	49	50	50	50
同行援護	実利用者数(人)	0	1	1	1
	提供時間数(時間/月)	0	1	1	1
行動援護	実利用者数(人)	0	0	0	0
	提供時間数(時間/月)	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	0	0	0	0
	提供時間数(時間/月)	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	実利用者数(人)	6	7	8	9
	提供日数(人日/月)	45	53	60	68
短期入所 (医療型)	実利用者数(人)	0	0	0	0
	提供日数(人日/月)	0	0	0	0

注-1：平成26年度は3月～6月の平均値（次頁以降同様）。

-2：資料は、町福祉課。

イ 日中活動系サービス

- 生活介護の利用者の大半は施設入所者です。現在入所待機者が7名おり、その中で入所順位が上位にある人がいるため、1名の新規入所者を見込みます。ただし、平成29年度には1名の地域移行を目標としますので、減少します。
- 療養介護は、現在2名の利用者がおり、今後も継続利用を見込みます。
- 自立訓練（機能訓練）は、現在利用者はいませんが、今後1名の利用を見込みます。
- 自立訓練（宿泊型訓練）は、現在1名の利用者がおり、今後も継続利用を見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）は、現在、利用者はいませんが、今後1名の利用を見込みます。
- 就労移行支援は、現在3名の利用者がいますが、国の方針を踏まえ、受入事業所と連携して4名の増加を見込みます。
- 就労継続支援A型（雇成型）は、現在1名の利用者がおり、今後も継続利用を見込みます。
- 就労継続支援B型（非雇成型）は、町内に就労継続支援B型（非雇成型）事業所があること、また、近年、近隣市町への事業所に通所される人が増加していることから、今後も年間2～3人の利用者の増加を見込みます。

表 日中活動系サービスの見込量（1か月）

名 称	区 分	実 績	見込量			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
生活介護	実利用者数(人)	33	34	34	33	
	提供日数(人日/月)	652	672	672	652	
療養介護	実利用者数(人)	2	2	2	2	
	提供日数(人日/月)	60	60	60	60	
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数(人)	0	1	1	1	
	提供日数(人日/月)	0	2	2	2	
自立訓練 (宿泊型訓練)	実利用者数(人)	1	1	1	1	
	提供日数(人日/月)	3	3	3	3	
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数(人)	0	1	1	1	
	提供日数(人日/月)	0	3	3	3	
就労移行支援	実利用者数(人)	3	4	6	7	
	提供日数(人日/月)	60	80	120	140	
就労継続支援A型 (雇成型)	実利用者数(人)	1	1	1	1	
	提供日数(人日/月)	16	16	16	16	
就労継続支援B型 (非雇成型)	実利用者数(人)	42	45	48	50	
	提供日数(人日/月)	731	783	835	870	

注：資料は、町福祉課。

ウ 居住系サービス

- 施設入所支援は、入所待機者が7名おり、その中で入所順位が上位にある人がいるため、1名の新規入所者を見込みます。ただし、平成29年度には1名の地域移行を目標としますので、減少します。
- 共同生活援助（グループホーム）は、施設からの地域移行、障害のある人の自立に伴う入居者の増加を見込みます。

表 居住系サービスの見込量（1か月） （単位：人）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
施設入所支援	22	23	23	22
共同生活援助（グループホーム）	17	20	20	20

注：資料は、町福祉課。

エ 児童福祉法による障害児通所支援

- 児童発達支援は、町内に事業所がないため、ニーズはあるものの対応が難しい状況です。現在、1名の児童が町外の施設に通所しており、今後その他の児童が通所することを考慮し、1名の増加を見込みます。
- 医療型児童発達支援は、町内に事業所がなく、近隣市町にも事業所が少ないため、1人程度の利用を見込みます。
- 放課後等デイサービスは、対象児童はいますが、町内に受入事業所がなく、近隣市町にも受入可能な事業所が少ないため、2名程度の利用を見込みます。また、1人に対する日数も2.5日が限度です。
- 保育所等訪問支援は、保育所で1人の利用を見込みます。

表 児童福祉法による障害児通所支援の見込量（1か月）

名 称	区 分	実 績	見込量		
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	実利用者数(人)	1	2	2	2
	提供日数(人日/月)	3	6	6	6
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	0	1	1	1
	提供日数(人日/月)	0	2	2	2
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	1	2	2	2
	提供日数(人日/月)	1	5	5	5
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	0	1	1	1
	提供日数(人日/月)	0	1	1	1

注：資料は、町福祉課。

オ 相談支援事業

- 計画相談支援給付は、平成27年度より、全ての障害福祉サービス利用者の計画相談支援を行うため、利用者全員の計画支援を見込みます。
- 地域移行支援給付は、精神科病院長期入院者の地域移行相談を見込みます。
- 地域定着支援給付は、在宅かつ単身で生活している障害のある人に対する地域定着相談を見込みます。
- 児童福祉法による障害児相談支援は、平成27年度より、全ての障害福祉サービス利用者の計画相談支援を行うため、利用者全員の計画支援を見込みます。

表 相談支援事業の見込量(1か月)

(単位：人)

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援給付	16	10	13	15
地域移行支援給付	0	1	1	1
地域定着支援給付	0	1	1	1
障害児相談支援(児童福祉法)	0	1	1	1

注：資料は、町福祉課。

(2) 地域生活支援事業

本町では地域生活支援事業として、必須事業である相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業、理解促進研修・啓発事業、成年後見制度法人後見支援事業、自発的活動支援事業、手話奉仕員養成研修事業に加えて、日中一時支援事業、社会参加促進事業（自動車の免許取得費、改造費の助成）を行っており、これらの事業は今後も継続します。

その他の事業については、今後の障害のある人及び家族等のニーズを踏まえて検討します。

ア 相談支援事業

○障害者相談支援事業所は、平成16年より府中市と負担金を拠出し社会福祉法人静和会「は～と&は～と」へ委託し、相談業務を実施しています。その他、平成25年9月に社会福祉法人神石よつば会に「ともゆき事業所」が設置されました。また、平成26年4月に庄原市にある社会福祉法人東城有栖会において「ありす相談支援事業所」が開所され、神石高原町を相談対象区域に指定し、相談業務を開始しています。

○地域自立支援協議会は、現在の協議会を継続します。

○基幹相談支援センターは、町内への設置について検討します。

表 相談支援事業の見込量（か所数） （単位：か所）

名 称	実 績	見 込 量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
障害者相談支援事業所	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1
基幹相談支援センター	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。

イ 意思疎通支援事業

○手話通訳派遣事業は、手話通訳派遣ネットワーク事業により「広島県ろうあ連盟」から手話通訳士の派遣を行っています。平成26年度より利用者が増加しており、今後も平成26年度の利用が継続するものと見込みます。

○要約筆記者派遣事業は、「広島県要約筆記派遣ネットワーク管理者」から要約筆記者（奉仕員）の派遣を行っています。今まで利用実績はありませんが、要約筆記者派遣事業の周知を徹底することにより、年間2人程度の利用の顕在化を見込みます。

○手話通訳者設置事業は、「手話通訳派遣ネットワーク事業」により「広島県ろうあ連盟」から手話通訳士の派遣を受けているので、町において設置は行いません。

表 意思疎通支援事業の見込量（年間）

名 称	実 績	見 込 量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳派遣事業（人）	5	6	6	6
要約筆記者派遣事業（人）	0	2	2	2
手話通訳者設置事業（か所）	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。

ウ 日常生活用具給付等事業

○排泄管理支援用具（ストマ用品）は、永年利用の用具のため、利用者数を見込むことが出来ますが、その他の支援用具は単発での申請が多く、利用者数を見込むことは困難な状況にあります。このため、今後の利用については、平成20～26年度の間の最多利用者数を見込みます。

表 日常生活用具給付等事業の見込量（年間）（単位：件）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護・訓練支援用具	1	1	1	1
自立生活支援用具	1	3	3	3
在宅療護等支援用具	1	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	1	6	6	6
排泄管理支援用具	316	330	330	330
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	2	2	2	2

注－ 1：資料は、町福祉課。

－ 2：排泄管理支援用具は、1か月分を1件とカウント。

エ 移動支援事業

○平成25、26年度から移動支援事業の利用者が増加しており、こうした動向を踏まえて、今後は若干の増加を見込みます。

表 移動支援事業の見込量（1か月）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実利用者数（人）	14	15	15	15
提供時間数（時間／月）	49	53	53	53

注：資料は、町福祉課。

オ 地域活動支援センター事業

○本町に地域活動支援センターを設置する予定はありません。

表 地域活動支援センター事業の見込量（1か月）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
事業所数（か所）	0	0	0	0
実利用者数（人）	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。

カ 成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度利用支援事業は、過去の利用実績はありませんが、事業の周知を徹底することにより、平成27年度から利用の顕在化を見込みます。

表 成年後見制度利用支援事業の見込量（年間）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実利用者数（人）	0	1	1	1

注：資料は、町福祉課。

キ 理解促進研修・啓発事業

○障害のある人への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ、障害についての知識の普及・啓発を目的とした広報活動を行います。

ク 成年後見制度法人後見支援事業

○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制づくりに努めます。

ケ 自発的活動支援事業

○障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人及びその家族における自発的な活動を支援します。

コ 手話奉仕員養成研修事業

○「手話通訳派遣ネットワーク事業」により「広島県ろうあ連盟」から手話通訳士の派遣を受けているので、町において手話奉仕員養成研修は行いません。

サ 日中一時支援事業

○日中一時支援事業は、児童が長期休暇（夏休み等）に入る場合、日中一時支援事業を連続して利用する傾向にあり、こうした動向を踏まえて実利用者数、提供日数ともに増加を見込みます。

表 日中一時支援事業の見込量（1か月）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実利用者数（人）	8	9	10	11
提供日数（人日／月）	45	51	56	62

注：資料は、町福祉課。

シ 社会参加促進事業

○自動車免許の取得費及び自動車の改造費の助成は、過去の利用動向を踏まえて毎年1件の利用を見込みます。

表 自動車免許の取得費、自動車の改造費助成事業の見込量（年間）（単位：件）

名 称	実 績	見込量		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
自動車免許の取得費の助成	1	1	1	1
自動車の改造費の助成	1	1	1	1

注：資料は、町福祉課。

3 福祉サービス提供体制の確保について

障害のある人または児童に各種福祉サービスを提供するため、既存のサービス提供事業所などと連携しながら、福祉サービス見込量を提供できる体制の整備を推進します。

(1) 町内事業所

ア 訪問系サービス、地域生活支援事業

障害福祉サービスの訪問系サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護を4事業所で提供します。

また、地域生活支援事業のうち、移動支援事業を4事業所で、日中一時支援事業を2事業所で提供します。

表 訪問系サービス・地域生活支援事業を提供する事業所

区 分	サービスの種類	事業所名
障害福祉サービス (訪問系サービス)	居宅介護 重度訪問介護	シルトピア油木ヘルパーステーション
		訪問介護事業所もみじの里
		訪問介護事業所すいせんの里
		訪問介護事業所つつじの里
地域生活支援事業	移動支援事業	シルトピア油木ヘルパーステーション
		訪問介護事業所もみじの里
		訪問介護事業所すいせんの里
		訪問介護事業所つつじの里
	日中一時支援事業	シルトピア油木ショートステイ事業所
		神寿苑短期入所生活介護事業所

注：資料は、町福祉課。

イ 日中活動系サービス

社会福祉法人よつば会が町内に設置し、運営している就労継続支援B型（非雇用型）事業所については、今後も円滑な運営ができるように支援を行います。

また、生活介護はシルトピア油木デイサービスセンター、通所介護事業所陽光の里において、短期入所はシルトピア油木ショートステイ事業所、神寿苑短期入所生活介護事業所において提供します。

ウ 居住系サービス

町内のサービス提供事業所として社会福祉法人東城有栖会がグループホームを整備していますが、現在満室であるため、新規の入居者は町外の施設を利用している状況にあります。今後町内外の法人と連携して、グループホームの整備について検討します。

そのほか、障害のある人の居住場所として町営住宅へ受け入れるとともに、高齢者生活支援ハウス（居住施設）、自立支援型グループホーム、ユ－ホーム等へ空き室が生じた場合は、障害のある人の受け入れを検討します。

エ 相談支援事業

町が委託している社会福祉法人静和会「は〜と&は〜と」を中心に相談支援事業を実施していくとともに、平成25年度に開所した「ともゆき事業所」、平成26年度に開所した「ありす相談支援事業所」と連携し相談支援に取り組みます。

また、精神保健福祉士を派遣し、精神障害のある人への相談支援に取り組みます。

(2) 町外事業所

現在、障害のある人または児童が、町外において通所または入所施設を利用しています。各種施設と連携して、日中活動サービスの提供、施設入所や居住施設及び地域生活支援事業の確保に努めます。

また、グループホーム等の居住施設については、入居することによりその施設が生活の場となることから、利用者にとって施設の選択の際には様々な情報が必要になります。

このため、既存のグループホームについては空き情報や家賃等の居住内容を積極的に公開するよう運営する社会福祉法人等に依頼し、入居を希望している利用者へ情報提供を行います。

4章 計画の推進に向けて

1 相談体制の充実と福祉サービスの周知

障害のある人に対する福祉制度は近年めまぐるしく変化してきており、これら新規制度に係る各種相談について、関係機関と連携しながら対応します。

また、障害者総合支援法におけるサービス内容や支給決定までの手続き及び法律の一部改正（新規サービスの実施）について、障害のある人及びその家族に町の広報紙、ホームページ、かがやきネット等を通じて周知を図ります。

2 計画の推進体制づくり

(1) 地域自立支援協議会活動の充実

地域自立支援協議会は、障害福祉に係る課題の把握、検討、協議を行う場としての役割を担い、県自立支援協議会と連携しながら活動を強化します。

また、本協議会においては、社会福祉協議会、障害者団体、障害者相談員、民生委員・児童委員、自治振興会等のコミュニティ組織と連携して、地域での暮らしの実態をもとに誰もが暮らしやすい地域づくりや支援のあり方、虐待の防止などについて検討します。

さらに、本協議会は、本計画の点検・評価及び計画の見直しに向けた具体的な提案を行います。

(2) サービス提供事業所との連携

障害のある人のニーズに応じた適切なサービス提供を図るため、サービス提供事業所の育成と事業支援を行います。

(3) 関係部門との連携

教育部門と連携して、障害のある人のスポーツ・文化活動の場の確保と参加の促進を図ります。

また、町内事業所への体験入所、研修会の開催等を通じて、児童・生徒や町民が障害のある人に対する理解を深め、交流する場の確保に努めます。

さらに、建設部門と連携して、道路交通、公共公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、町営住宅のバリアフリー化に努めます。

(4) 民間団体との連携

社会福祉協議会、自治振興会、障害者団体、障害者相談員と連携して、障害のある人の地域における日常的な支援や社会参加の促進を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスのニーズは多様化していくことを踏まえ、相談支援事業所、共同生活援助事業所、短期入所系サービス事業所並びに介護保険事業所が連携し、地域生活支援の整備に努めます。

4 障害福祉サービスと介護保険サービスの連携の強化

障害のある人は障害福祉サービスだけでなく、65歳以上（第2号被保険者は40歳以上）になると介護保険サービスの対象になることから、町保健課と連携して、本人及び家族に対して介護保険制度の周知に努めるとともに、要支援・要介護認定を受けて、適正に介護保険サービスを利用できるように支援します。

5 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

施設入所者、精神科病院からの地域移行や障害のある人の就労支援についての課題に対応するため、該当する医療機関や地域移行支援事業所との定期的な情報交換を行い、円滑な地域移行を目指します。

また、就労支援については、市町、商工会、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業所等で構成する「福山・府中障害保健福祉圏域障害者就労支援ネットワーク会議」において定期的な情報交換・研修会を開催し、就労支援に向けて取り組みます。

6 計画の達成状況の点検・評価

本計画については、計画に定める事項について、年度毎に計画の達成状況を把握し、点検・評価（PDCAサイクル）を行います。評価結果については、「地域自立支援協議会」において報告し、意見を求めるとともに相談事例等から計画内容を点検し、計画の見直しの参考とします。

<PDCAサイクル>

様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメントの手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

7 国や県との連携

計画における福祉サービス見込み量等について、県計画との整合を図り、本町の障害福祉計画の円滑な推進を図ります。

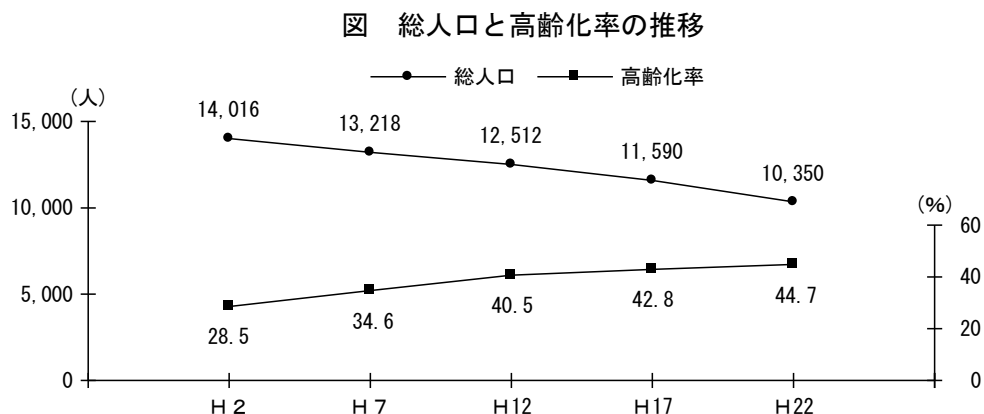
また、県と協働して圏域を単位とした整備計画の作成や基盤整備に取り組むとともに、障害のある人に対する福祉施策の充実や制度の見直し等について、国に要望していきます。

資料 1 福祉サービスの現況と課題

1 人口の動向

総人口（国勢調査）は、平成22年で10,350人になっており、平成2年以降減少が継続しています。

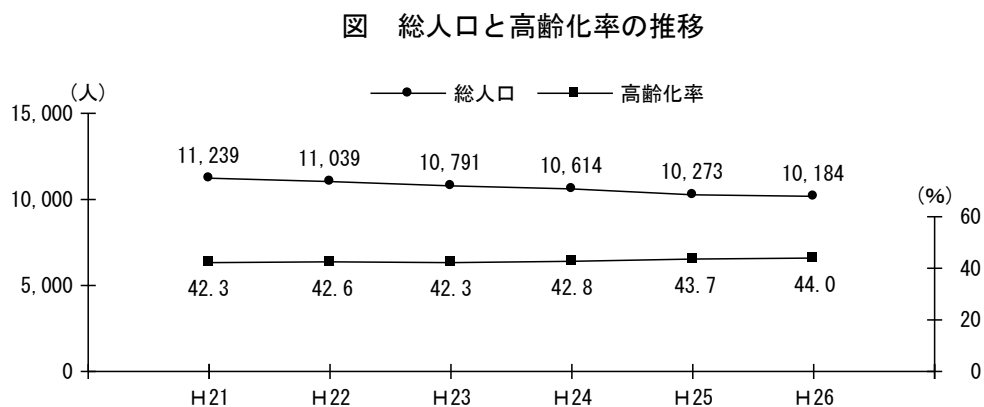
また、平成22年の高齢化率は44.7%で、平成2年以降大幅に上昇しています。



注：資料は、国勢調査。

また、最近6年間の総人口（住民基本台帳）をみると、平成26年で10,184人になっており、近年も減少が継続しています。

高齢化率は、平成26年で44.0%になっており、微増となっています。



注：資料は、住民基本台帳人口+外国人登録人口（各年9月末、平成26年は4月1日現在）。

2 障害のある人の現況

(1) 障害のある人の状況

障害者手帳保持者数は、平成26年で883人です。その内訳は、「身体障害者手帳」755人、「療育手帳」79人、「精神障害者保健福祉手帳」49人で、身体障害者手帳保持者が8割以上となっています。

図 障害者手帳保持者数の推移

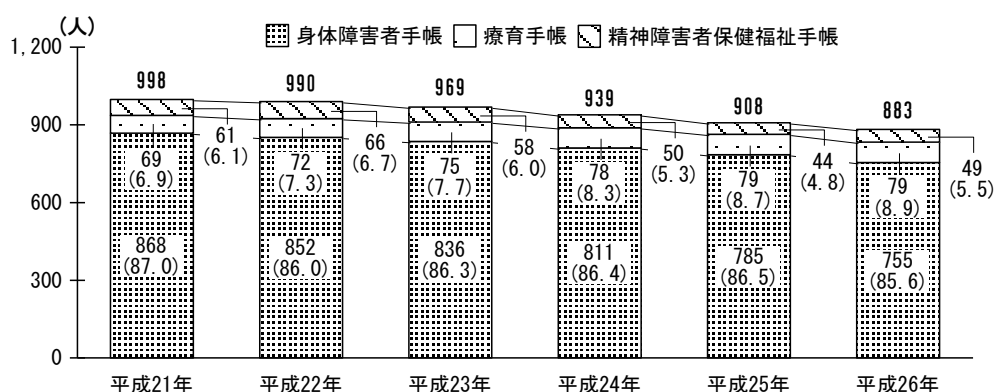


表 障害者手帳保持者数の推移

区分	第2期計画			第3期計画			
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
実数(人)	身体障害者手帳	868	852	836	811	785	755
	療育手帳	69	72	75	78	79	79
	精神障害者保健福祉手帳	61	66	58	50	44	49
	合計	998	990	969	939	908	883
割合(%)	身体障害者手帳	87.0	86.0	86.3	86.4	86.5	85.6
	療育手帳	6.9	7.3	7.7	8.3	8.7	8.9
	精神障害者保健福祉手帳	6.1	6.7	6.0	5.3	4.8	5.5
	合計	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注-1：各年3月末現在の数値。

-2：資料は、町福祉課。

(2) 身体障害のある人

身体障害のある人（身体障害者手帳保持者）の人数は平成26年で755人になっており、その推移をみると、減少が継続しています。

身体障害のある人の人数を障害の程度別にみると、平成26年で1級163人（総数の21.6%）、2級75人（同9.9%）、3級166人（同22.0%）、4級194人（同25.7%）、5級92人（同12.2%）、6級65人（同8.6%）になっています。その推移をみると、1級及び4級は横ばい、その他の等級は減少傾向にあります。

また、身体障害のある人の人数を障害の部位別にみると、平成26年で肢体不自由が456人（総数の60.4%）で最も多く、次いで内部障害171人（同22.6%）、聴覚障害72人（同9.5%）、視覚障害49人（同6.5%）、言語機能障害7人（同1.0%）の順になっています。その推移をみると、内部障害は微増、その他の障害は減少傾向にあります。

図 身体障害者手帳の等級別身体障害のある人の推移

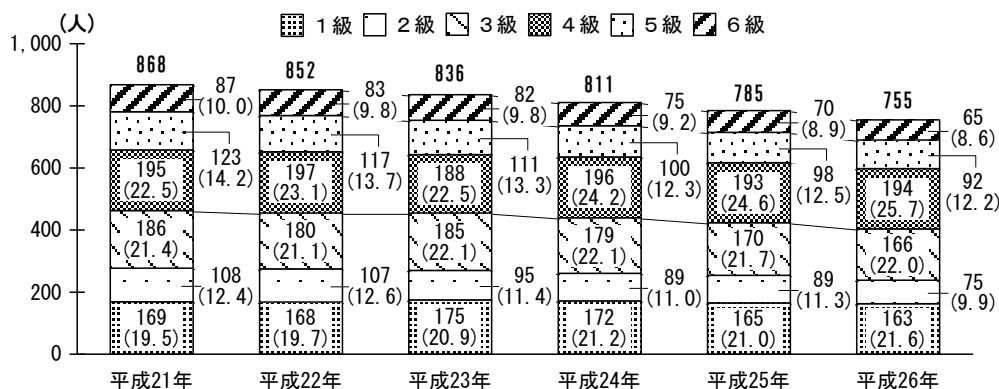
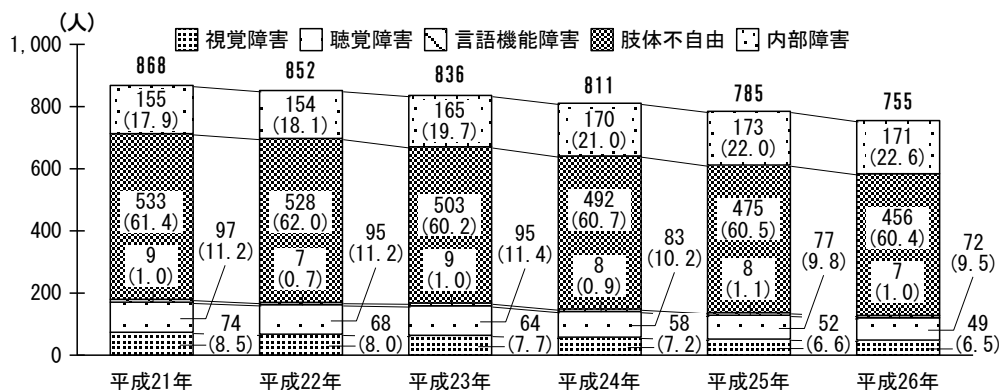


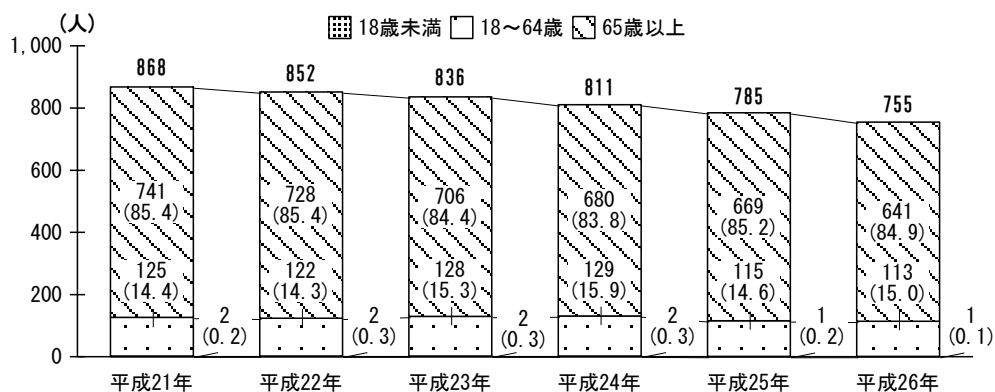
図 障害の部位別身体障害のある人の推移



また、身体障害のある人の人数を年齢区分別にみると、平成26年で18歳未満1人（総数の0.1%）、18～64歳113人（同15.0%）、65歳以上641人（同84.9%）になっており、65歳以上がほとんどを占めています。

その推移をみると、各年齢ともに減少しています。

図 年齢区分別身体障害のある人の推移



(3) 知的障害のある人

知的障害のある人（療育手帳保持者）の人数は平成26年で79人で、その推移をみると、平成21年以降増加し、平成24年から横ばいになっています。

知的障害のある人の人数を障害の程度別にみると、平成26年で最重度6人（総数の7.6%）、重度25人（同31.6%）、中度32人（同40.5%）、軽度16人（同20.3%）になっています。その推移をみると、軽度は増加、中度は平成24年、重度は平成23年までそれぞれ増加した後横ばい、最重度は横ばいとなっています。

知的障害のある人の人数を年齢区分別にみると、平成26年で18歳未満11人（総数の13.9%）、18～64歳53人（同67.1%）、65歳以上15人（同19.0%）になっています。その推移をみると、18歳未満は減少傾向、18～64歳及び65歳以上は増加傾向にあります。

図 療育手帳の程度別知的障害のある人の推移

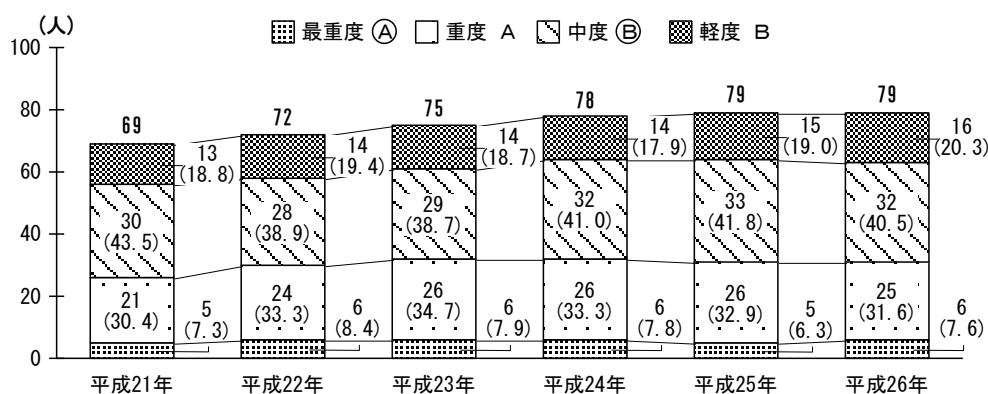
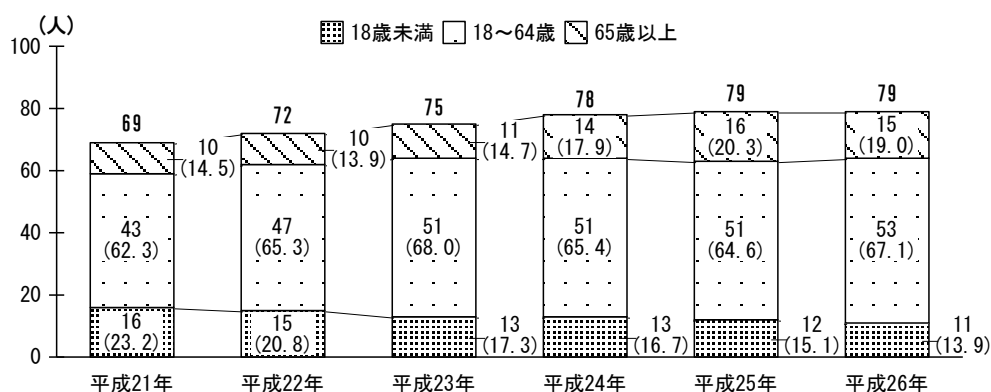


図 年齢区分別知的障害のある人の推移



(4) 精神障害のある人

精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）の人数は平成26年で49人になっており、その推移をみると、平成21～22年にかけて増加した後、平成25年まで減少し、平成26年は増加に転じています。

精神障害のある人の人数を障害の程度別にみると、平成26年で1級3人（総数の6.2%）、2級33人（同67.3%）、3級13人（同26.5%）で、2級が約2/3を占めています。その推移をみると、1級は横ばい、2級は平成22年まで増加した後、平成23年以降減少しています。3級は増加傾向にあります。

また、医療保護入院患者数は平成26年で15人になっており、その推移をみると、15～20人の中で増減を繰り返しています。

さらに、自立支援医療（精神通院）の受給者数は平成26年で78人になっており、その推移をみると、平成22年まで増加した後、平成23年以降は80人前後で推移しています。

図 精神障害者保健福祉手帳の程度別障害のある人の推移

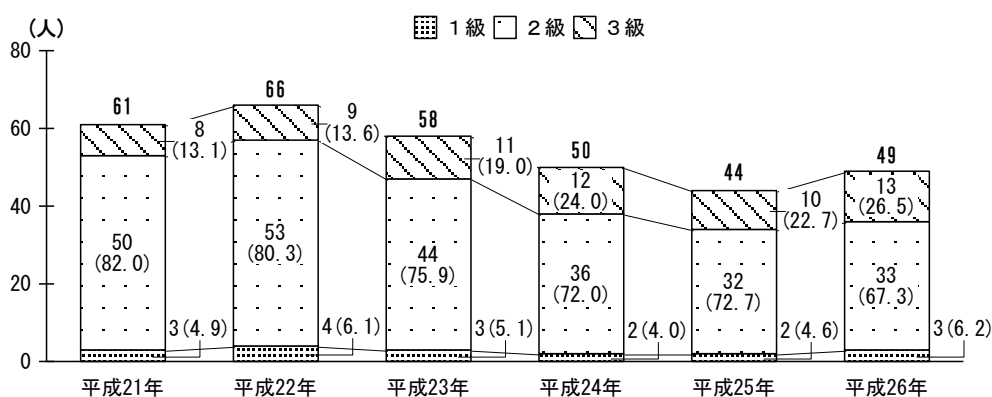
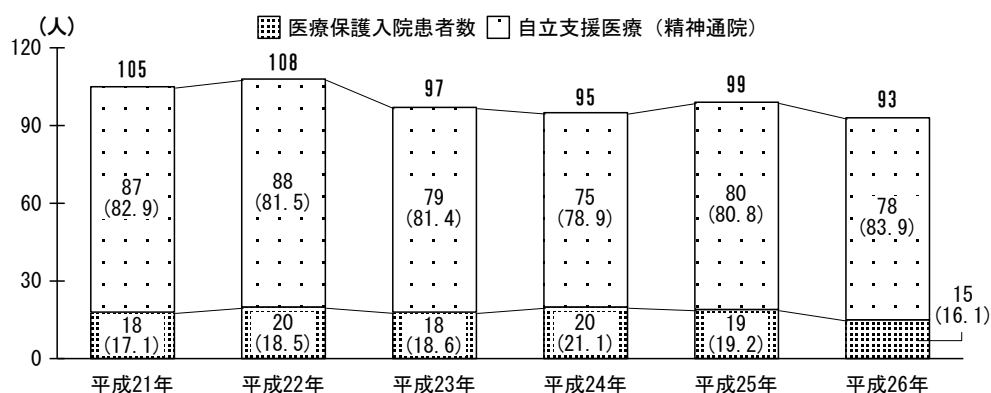


図 医療保護入院患者数・自立支援医療（精神通院）の受給者数の推移



3 福祉サービスの状況

(1) 相談事業の実施状況

障害のある人及び家族等に対する平成26年度の相談事業としては、「こころの相談」を6回／年、「家族関係相談」を12回／年実施しています。

相談事業の利用者数は平成25年度71人で、平成23～24年度に比べてやや減少しています。

また、「ひだまり相談」は平成24年度以降実施していませんでしたが、平成26年度より同様の相談事業を再開しています。

表 定期相談会の実施状況（年間） （単位：回）

区 分	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ひだまり相談	12	12	12	-	-	-
こころの相談	5	5	6	6	6	6
家族関係相談	12	12	12	12	12	12

注：資料は、町福祉課。

表 定期相談会の事業内容

名 称	事業内容
ひだまり相談	○地域生活支援センター「ひだまり」の精神保健福祉士が一般住民を対象として相談を受ける。
こころの相談	○精神科医師により個別に相談を受ける。（県事業）
家族関係相談	○家族機能相談所の精神保健福祉士が一般住民を対象として相談を受ける。

注：資料は、町福祉課。

表 相談事業の利用者数（年間） （単位：実人員）

区 分	第2期計画			第3期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者	41	42	91	98	71	-

注：資料は、町福祉課。行政報告例より。

表 相談事業の内容

対 象	事業内容
身体障害者家庭 知的障害者家庭 精神障害者家庭	○社会福祉法人静和会「は～と&は～と」に委託して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度，サービス利用の連絡調整 ・生活支援等の相談及びケース会議の支援 ・電話相談 ・専門機関の紹介と情報提供 ・ピアサロン開催 ・事業支援（障害者総合支援法説明会，障害者の会，家族会支援） ・障害者保健福祉関係者連絡調整会議参加（毎月）
精神障害者家庭	平成23年度で終了 ○地域生活支援センター「ひだまり」に委託して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師との同行訪問及びケース会議の支援 ・電話相談 ・事業支援（ソーシャルクラブ・家族会・ボランティア研修等の支援） ・障害者保健福祉関係者連絡調整会議参加（毎月） 平成26年度より ○精神保健福祉士に派遣を依頼（月2回）し，相談業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師との同行訪問及びケース会議の支援 ・電話相談 ・事業支援（ソーシャルクラブ・家族会・ボランティア研修等の支援） ・障害者保健福祉関係者連絡調整会議参加（毎月）

注：資料は，町福祉課。

(2) 福祉サービスの利用状況

福祉サービスの第3期計画（平成24～26年度）の計画と実績の状況をみると、次のとおりです。

ア 訪問系サービス

- 居宅介護は、実利用者数は微増傾向、提供時間数は年度によって異なります。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供時間数ともに実績が計画をやや下回っています。
- 重度訪問介護は、実利用者数は1人で変化がありません。提供時間数は年度によって異なります。計画と実績を比較すると、実利用者数は計画どおりの実績です。提供時間数は、実績が計画を下回っています。
- 同行援護は、計画で実利用者数を2人見込みましたが、利用実績はありませんでした。
- 行動援護及び重度障害者等包括支援は、計画で利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。
- 短期入所（福祉型）は、実利用者数は平成24～25年度3人でしたが、平成26年度は6人と倍増しています。提供日数は、年度によって異なります。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供日数ともに実績が計画を下回っており、提供日数は計画と実績の乖離が大きくなっています。
- 短期入所（医療型）は計画で利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

表 訪問系サービスの計画と実績（各年度の月平均）

名称	単位	区分	第2期計画			第3期計画		
			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護	実利用者数 (人)	計画	29	30	31	15	16	17
		実績	13	12	14	13	16	15
	提供時間数 (時間/月)	計画	380	400	430	200	215	230
		実績	213	179	191	130	193	180
重度訪問 介護	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1
	提供時間数 (時間/月)	計画	100	100	100	70	70	70
		実績	62	69	65	30	52	49
同行援護	実利用者数 (人)	計画	-	-	-	2	2	2
		実績	-	-	-	0	0	0
	提供時間数 (時間/月)	計画	-	-	-	9	9	9
		実績	-	-	-	0	0	0
行動援護	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
	提供時間数 (時間/月)	計画	5	15	15	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支援	実利用者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
	提供時間数 (時間/月)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	実利用者数 (人)	計画	23	24	24	5	7	8
		実績	3	4	3	3	3	6
	提供日数 (人日/月)	計画	34	35	35	85	119	140
		実績	34	59	55	42	19	45
短期入所 (医療型)	実利用者数 (人)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
	提供日数 (人日/月)	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0

注-1：各年度の月平均は3月～2月の平均値。平成26年度は3月～6月の平均値（次頁以降同様）。

-2：資料は、町福祉課。

図 居宅介護

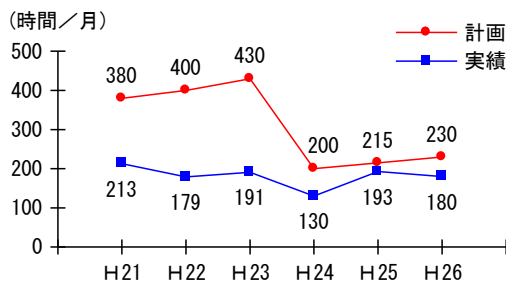


図 重度訪問介護

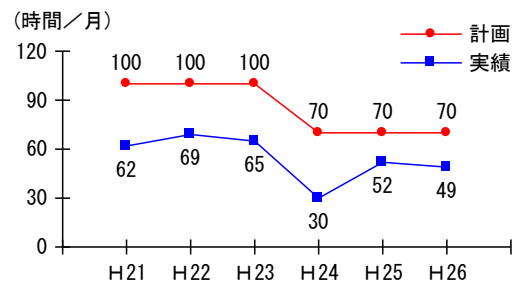


図 同行援護

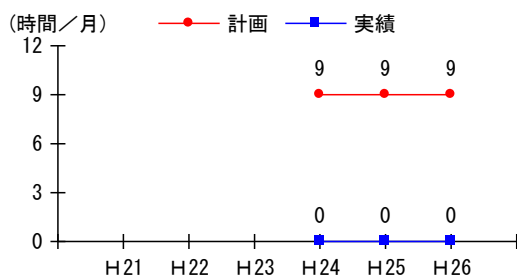
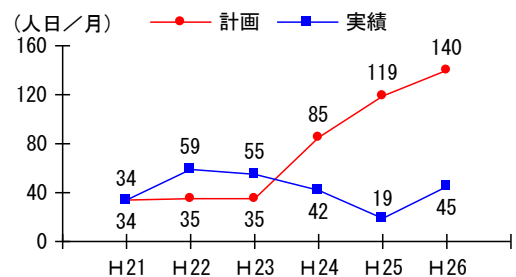


図 短期入所（福祉型）



イ 日中活動系サービス

- 生活介護は、実利用者数、提供日数ともに横ばい傾向にあります。計画と実績を比較すると、実利用者数はほぼ同数、提供日数は実績が計画を下回っています。
- 療養介護の利用者数は、平成24年度以降2人で推移しています。計画と実績を比較すると、同数になっています。
- 自立訓練（機能訓練）は、計画で利用を1人見込みましたが、利用はありませんでした。
- 自立訓練（宿泊型訓練）は計画で利用を見込みませんでした。各年度1人の利用がありました。
- 自立訓練（生活訓練）は、計画で実利用者数を3人見込みました。平成24、25年度は1人の利用がありましたが、平成26年度は利用がありませんでした。

表 日中活動系サービスの計画と実績（各年度の月平均）

名称	単位	区分	第2期計画			第3期計画		
			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	実利用者数 (人)	計 画	19	22	26	34	34	32
		実 績	19	28	30	33	31	33
	提供日数 (人日/月)	計 画	400	440	550	700	700	660
		実 績	405	568	613	666	646	652
療養介護	実利用者数 (人/月)	計 画	1	1	1	2	2	2
		実 績	0	0	0	2	2	2
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人)	計 画	1	1	1	1	1	1
		実 績	0	0	0	0	0	0
	提供日数 (人日/月)	計 画	22	22	22	1	1	1
		実 績	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (宿泊型訓練)	実利用者数 (人)	計 画	0	0	0	0	0	0
		実 績	0	0	1	2	1	1
	提供日数 (人日/月)	計 画	0	0	0	0	0	0
		実 績	0	0	15	53	30	3
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人)	計 画	1	1	1	3	3	3
		実 績	0	1	1	1	1	0
	提供日数 (人日/月)	計 画	22	22	22	69	69	69
		実 績	0	15	14	4	3	0

注：資料は、町福祉課。

図 生活介護

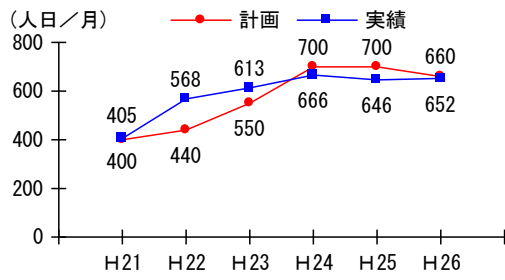


図 療養介護

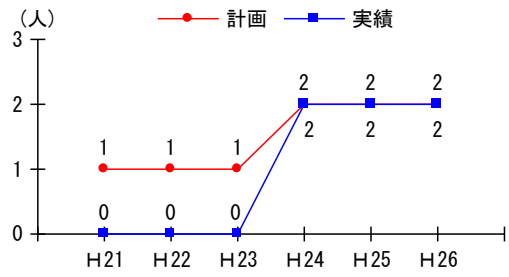


図 自立訓練(機能訓練)

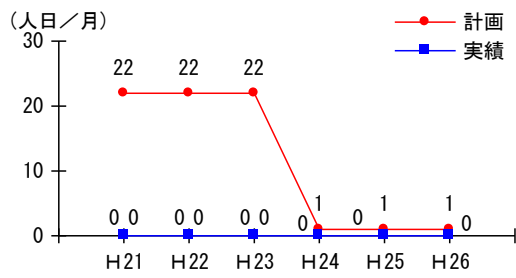


図 自立訓練(宿泊型訓練)

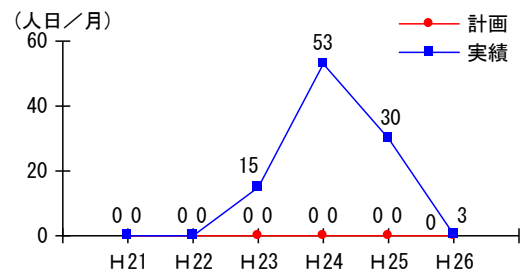
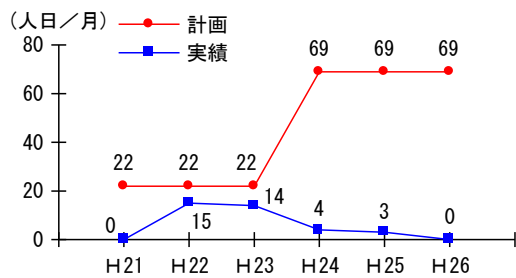


図 自立訓練(生活訓練)

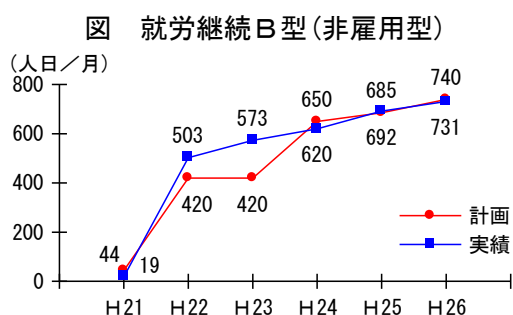
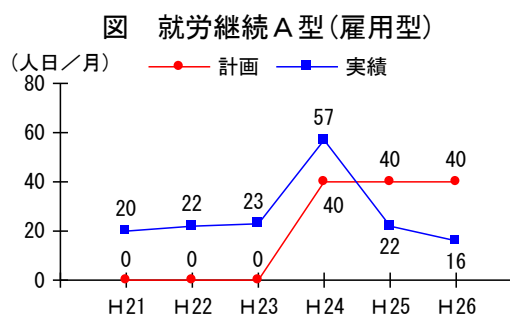
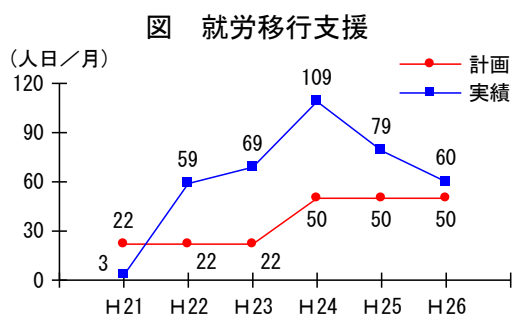


- ・就労移行支援は、実利用者数が平成24年度は5人でしたが、その後減少しています。計画と実績を比較すると、実利用者数は平成24、25年度は実績が計画を上回っていますが、平成26年度は同数になっています。また、提供日数は実績が計画を上回っています。
- ・就労継続支援A型（雇成型）は、実利用者数、提供日数ともに年度によって異なります。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供日数ともに平成24年度は実績が計画を上回っていますが、平成25～26年度は実績が計画を下回っています。
- ・就労継続支援B型（非雇成型）は、実利用者数、提供日数ともに大幅に増加しています。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供日数ともに計画と実績が同程度になっています。
- ・児童デイサービスは平成24年度から廃止されました。

表 日中活動系サービスの計画と実績（各年度の月平均）

名称	単位	区分	第2期計画			第3期計画		
			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労移行支援	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	3	3	3
		実績	1	3	3	5	4	3
	提供日数 (人日/月)	計画	22	22	22	50	50	50
		実績	3	59	69	109	79	60
就労継続支援A型 (雇成型)	実利用者数 (人)	計画	0	0	0	2	2	2
		実績	1	1	1	3	1	1
	提供日数 (人日/月)	計画	0	0	0	40	40	40
		実績	20	22	23	57	22	16
就労継続支援B型 (非雇成型)	実利用者数 (人)	計画	2	30	30	40	42	45
		実績	1	33	32	36	41	42
	提供日数 (人日/月)	計画	44	420	420	650	685	740
		実績	19	503	573	620	692	731
児童デイサービス	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	-	-	-
		実績	0	1	1	-	-	-
	提供日数 (人日/月)	計画	12	12	12	-	-	-
		実績	0	1	2	-	-	-

注：資料は、町福祉課。



ウ 居住系サービス

(7) 施設入所支援

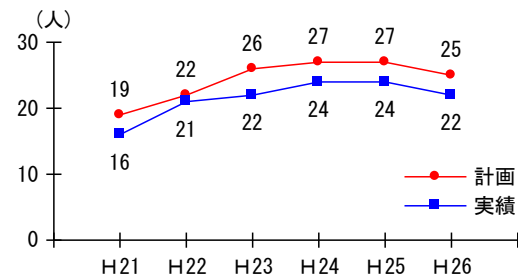
- 施設入所支援は，20人台前半で推移しています。
- 計画と実績を比較すると，実績が計画を下回っています。

表 施設入所支援の計画と実績（各年度の月平均）（単位：人）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
施設入所支援	計 画	19	22	26	27	27	25
	実 績	16	21	22	24	24	22

注：資料は，町福祉課。

図 施設入所支援



(イ) 居住支援

- 共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の合計は増加しています。計画と実績を比較すると，平成24～25年度は実績が計画を上回り，平成26年度は同数になっています。（平成26年度から共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は，サービスが一元化されています。）

表 居住支援の計画と実績（各年度の月平均）（単位：人）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助 （グループホーム）	計 画	2	2	2	2	3	4
	実 績	1	1	1	1	2	17
共同生活介護 （ケアホーム）	計 画	7	7	7	10	12	14
	実 績	8	9	10	12	14	1
合 計	計 画	9	9	9	12	15	18
	実 績	9	10	11	13	16	18

注：資料は，町福祉課。

図 共同生活援助（グループホーム）

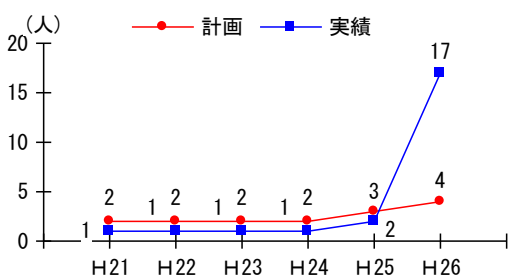
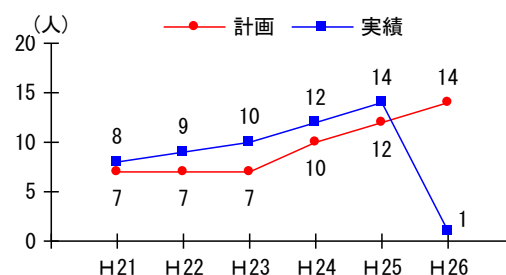


図 共同生活介護（ケアホーム）



エ 児童福祉法による障害児通所支援

- 児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は平成24年度からの新規サービスです。
- 児童発達支援は，実利用者数が1人です。提供日数は年度によって異なります。計画と実績を比較すると，実利用者数は計画と実績が同数，提供日数は実績が計画を上回っています。
- 医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援は，実利用者数を計画で見込みましたが，利用はありませんでした。
- 放課後等デイサービスは，実利用者数が1人です。計画と実績を比較すると，実利用者数，提供日数ともに実績が計画を下回っています。

表 児童福祉法による障害児通所支援の計画と実績（各年度の月平均）

名称	単位	区分	第2期計画			第3期計画		
			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	計画	-	-	-	1	1	1
		実績	-	-	-	1	1	1
	提供日数 (人日/月)	計画	-	-	-	2	2	2
		実績	-	-	-	5	12	3
医療型児童発達支援	実利用者数 (人)	計画	-	-	-	1	1	1
		実績	-	-	-	0	0	0
	提供日数 (人日/月)	計画	-	-	-	2	2	2
		実績	-	-	-	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	計画	-	-	-	2	2	2
		実績	-	-	-	1	1	1
	提供日数 (人日/月)	計画	-	-	-	5	5	5
		実績	-	-	-	2	1	1
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	計画	-	-	-	5	5	5
		実績	-	-	-	0	0	0
	提供日数 (人日/月)	計画	-	-	-	5	5	5
		実績	-	-	-	0	0	0

注：資料は，町福祉課。

図 児童発達支援

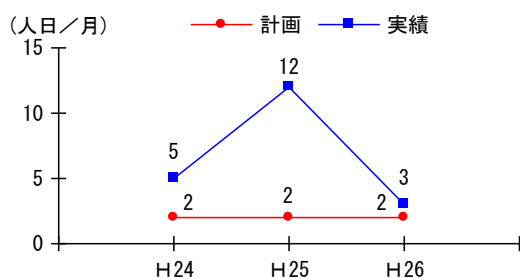


図 医療型児童発達支援

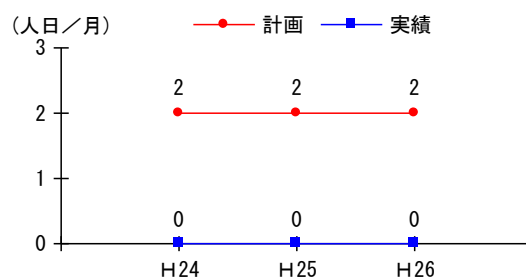


図 放課後等デイサービス

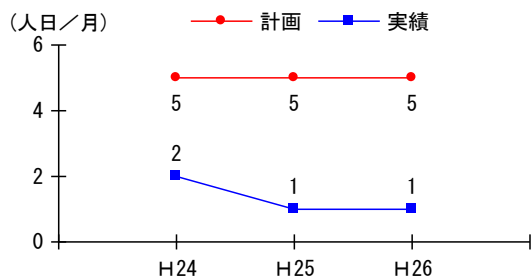
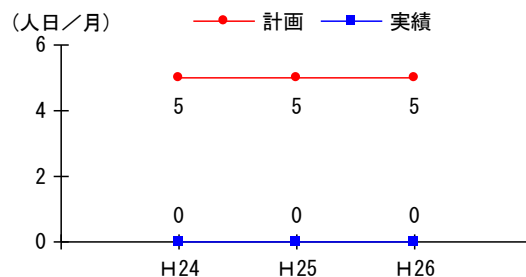


図 保育所等訪問支援



オ 相談支援事業

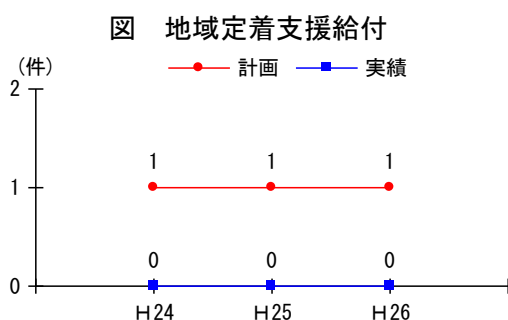
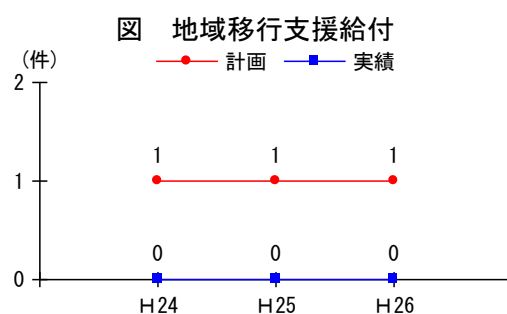
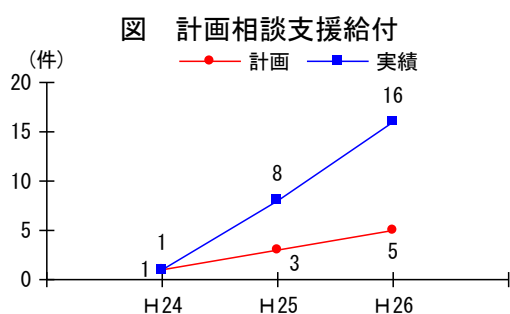
- 計画相談支援給付は、利用者数が大幅に増加しています。計画と実績を比較すると、平成24年度は同数ですが、平成25～26年度は実績が計画を大幅に上回っています。
- 地域移行支援給付及び地域定着支援給付は計画で利用を見込みましたが、利用はありませんでした。
- 障害児相談支援は計画で利用を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。

表 相談支援事業の計画と実績（各年度の月平均）

（単位：件）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
計画相談支援給付	計 画	-	-	-	1	3	5
	実 績	-	-	-	1	8	16
地域移行支援給付	計 画	-	-	-	1	1	1
	実 績	-	-	-	0	0	0
地域定着支援給付	計 画	-	-	-	1	1	1
	実 績	-	-	-	0	0	0
障害児相談支援 (児童福祉法)	計 画	-	-	-	0	0	0
	実 績	-	-	-	0	0	0

注：資料は、町福祉課。



(3) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

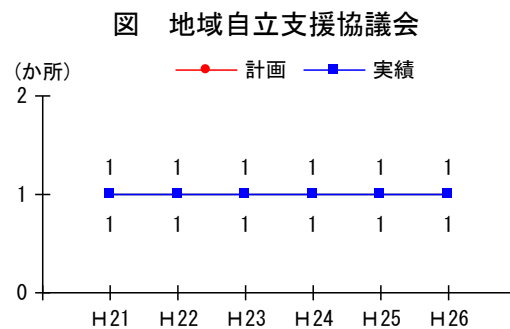
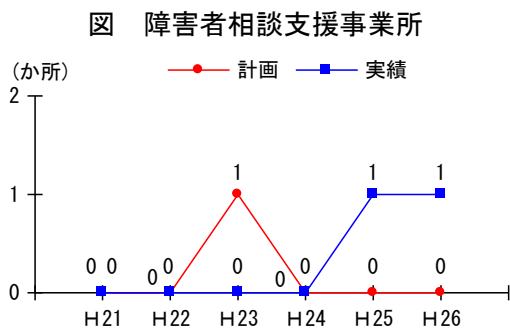
- 障害者相談支援事業所は、計画では設置を見込んでいませんでしたが、平成25年度から1か所設置しています。
- 地域自立支援協議会は、町内に1か所設置しており、計画と実績を比較すると同数です。
- 基幹相談支援センターは、計画で設置を見込んでいません。

表 相談支援事業の計画と実績

(単位：か所)

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業所	計 画	0	0	1	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	1	1
地域自立支援協議会	計 画	1	1	1	1	1	1
	実 績	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	計 画	-	-	-	0	0	0
	実 績	-	-	-	0	0	0

注：資料は、町福祉課。



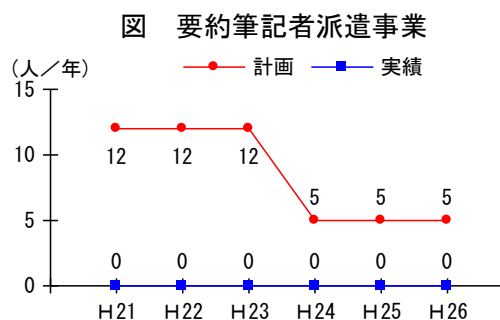
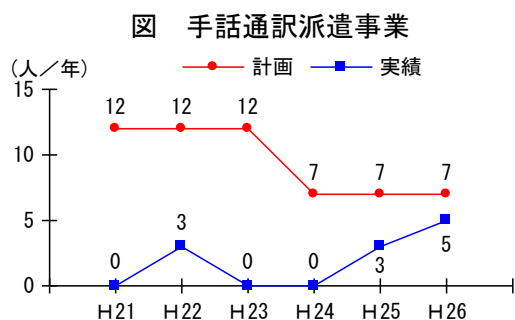
イ 意思疎通支援事業

- 手話通訳派遣事業は、平成25年度から利用されています。計画と実績を比較すると、実績が計画を下回っています。
- 要約筆記者派遣事業は、計画で利用を見込みましたが、利用はありませんでした。

表 意思疎通支援事業の計画と実績（年間）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
手話通訳派遣事業 (人)	計 画	12	12	12	7	7	7
	実 績	0	3	0	0	3	5
要約筆記者派遣事業 (人)	計 画	12	12	12	5	5	5
	実 績	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業 (か所)	計 画	0	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。



ウ 日常生活用具給付等事業

- 介護・訓練支援用具は、各年度0または1件の利用です。計画と実績を比較すると、計画と実績がほぼ同程度になっています。
- 自立生活支援用具は、平成24年度は3件、平成25～26年度はそれぞれ1件の利用です。計画と実績を比較すると、平成24年度は実績が計画を上回っていましたが、平成25～26年度は同数になっています。
- 在宅療養等支援用具は、年度によって利用件数が異なります。計画と実績を比較すると、実績が計画を下回っています。
- 情報・意思疎通支援用具は、各年度1または2件の利用です。計画と実績を比較すると、実績が計画を下回っています。
- 排泄管理支援用具は、利用件数が増加しています。計画と実績を比較すると、実績が計画を上回っています。
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修）は、各年度1または2件の利用です。計画と実績を比較すると、平成24～25年度は実績が計画を下回っていましたが、平成26年度は同数になっています。

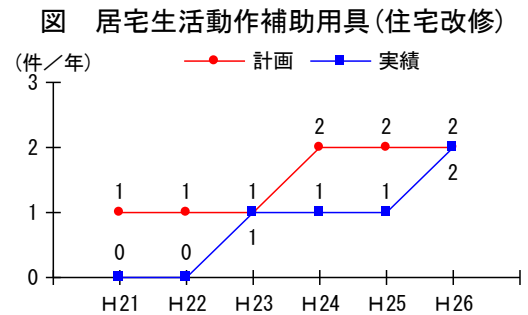
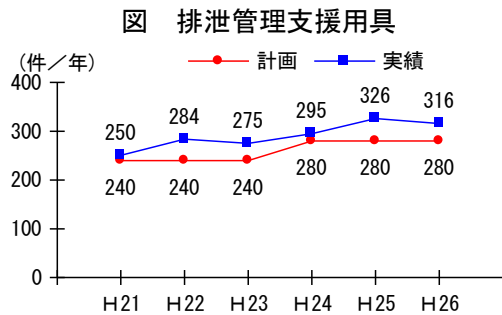
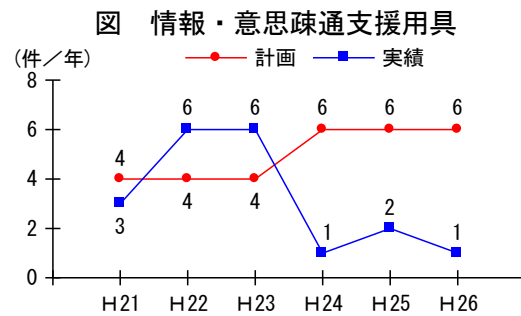
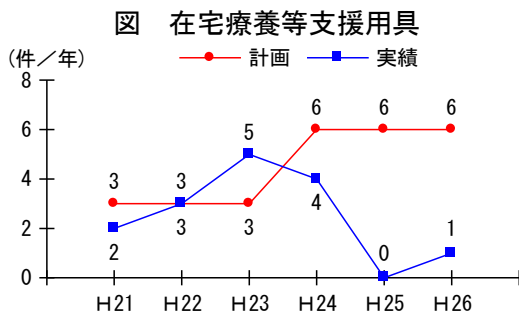
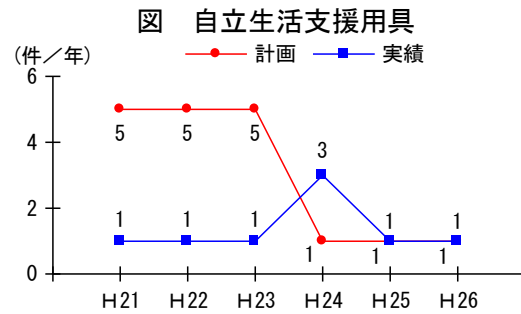
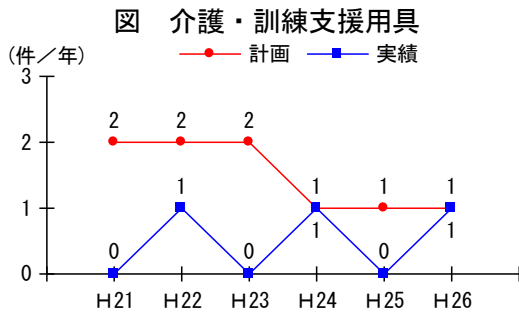
表 日常生活用具給付等事業の計画と実績（年間）

（単位：件）

名称	区分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
介護・訓練支援用具	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	1	0	1	0	1
自立生活支援用具	計画	5	5	5	1	1	1
	実績	1	1	1	3	1	1
在宅療養等支援用具	計画	3	3	3	6	6	6
	実績	2	3	5	4	0	1
情報・意思疎通支援用具	計画	4	4	4	6	6	6
	実績	3	6	6	1	2	1
排泄管理支援用具	計画	240	240	240	280	280	280
	実績	250	284	275	295	326	316
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	1	1	1	2

注-1：資料は、町福祉課。

-2：排泄管理支援用具は、1か月分を1件とカウント。



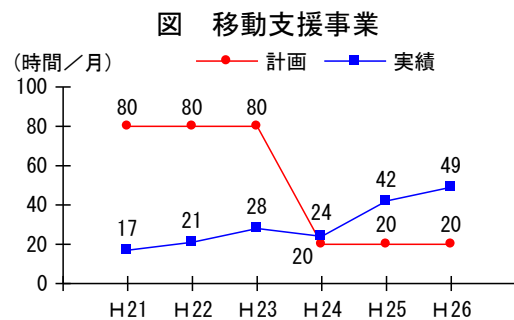
エ 移動支援事業

- 移動支援事業は、実利用者数、提供時間数ともに増加しています。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供時間数ともに実績が計画を上回っています。

表 移動支援事業の計画と実績（各年度の月平均）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実利用者数 (人)	計 画	8	8	8	3	3	3
	実 績	3	3	5	4	8	14
提供時間数 (時間/月)	計 画	80	80	80	20	20	20
	実 績	17	21	28	24	42	49

注：資料は、町福祉課。



オ 地域活動支援センター事業

- 地域活動支援センターは、計画で設置を見込んでいません。

表 地域活動支援センター事業の計画と実績（各年度の月平均）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
事業所数 (か所)	計 画	1	4	4	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0
実利用者数 (人)	計 画	1	18	18	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。

カ 成年後見制度利用支援事業

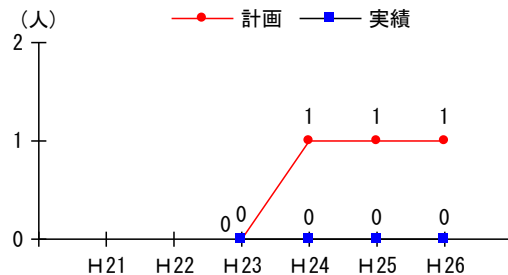
- 成年後見制度利用支援事業は、計画で実利用者数を1人見込みましたが、利用はありませんでした。

表 成年後見制度利用支援事業の計画と実績（年間）

名称	区分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実利用者数 (人)	計画	-	-	0	1	1	1
	実績	-	-	0	0	0	0

注：資料は、町福祉課。

図 成年後見制度利用支援事業



キ 日中一時支援事業

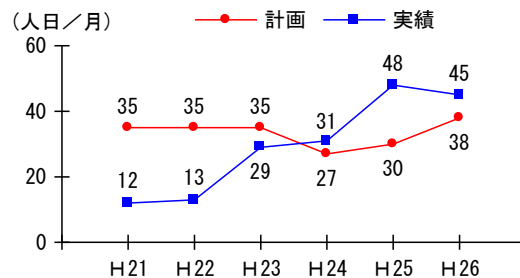
- 日中一時支援事業は、平成26年度の実績で実利用者数8人、提供日数45人日/月になっており、ともに増加傾向にあります。計画と実績を比較すると、実利用者数、提供日数ともに、概ね実績が計画を上回っています。

表 日中一時支援事業の計画と実績（各年度の月平均）

名称	区分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実利用者数 (人)	計画	7	7	7	7	8	10
	実績	3	4	6	6	9	8
提供日数 (人日/月)	計画	35	35	35	27	30	38
	実績	12	13	29	31	48	45

注：資料は、町福祉課。

図 日中一時支援事業



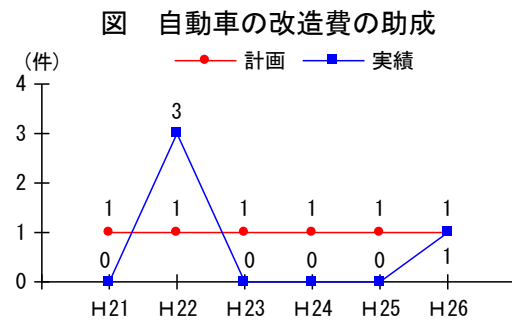
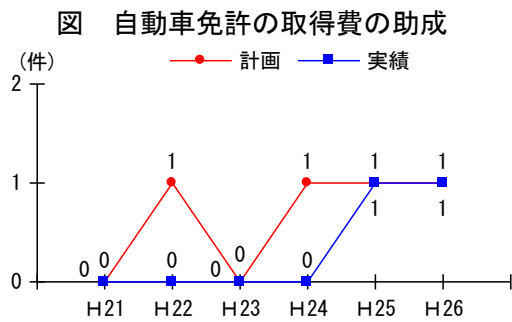
ク 社会参加促進事業

- 自動車免許の取得費の助成は、平成25～26年度各1人の利用がありました。計画と実績を比較すると、平成25～26年度は同数になっています。
- 自動車の改造費の助成は、平成26年度1件の利用がありました。計画と実績を比較すると、平成24～25年度は実績が計画を下回っていますが、平成26年度は同数になっています。

表 自動車免許取得費、自動車改造費支援事業の計画と実績（年間）

名 称	区 分	第2期計画			第3期計画		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
自動車免許の取得費の助成(件)	計 画	0	1	0	1	1	1
	実 績	0	0	0	0	1	1
自動車の改造費の助成(件)	計 画	1	1	1	1	1	1
	実 績	0	3	0	0	0	1

注：資料は、町福祉課。



4 福祉サービス提供事業所の状況

(1) 町内事業所の状況

障害のある人に対する訪問・日中活動サービスを、町内では主に介護保険サービス事業所が提供しています。

町内の事業所をサービスの種類別にみると、居宅介護事業所4か所、重度訪問介護事業所、生活介護事業所、就労継続支援B型（非雇用型）事業所及び共同生活援助施設が各1か所あります。

また、平成26年4月の利用人数は、居宅介護で12人、重度訪問介護で1人、生活介護で1人、就労継続支援B型（非雇用型）で28人、共同生活援助施設で6人です。

表 町内の事業所（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	人数(人)
居宅介護	訪問介護事業所もみじの里	2
	訪問介護事業所すいせんの里	2
	訪問介護事業所つつじの里	4
	シルトピア油木ヘルパーステーション	4
	合 計	12
重度訪問介護	シルトピア油木ヘルパーステーション	1
生活介護	シルトピア油木デイサービスセンター	1
就労継続支援B型（非雇用型）	ゆき作業所	28
共同生活援助施設	シルトピア油木ケアホーム 白い雲	6

注：資料は、町福祉課。

(2) 町外事業所の状況

ア 訪問・通所事業所

- ・障害のある人に利用されている町外の訪問・通所事業所をみると、居宅介護事業所3か所、生活介護事業所9か所、放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所1か所、短期入所事業所3か所になっています。
- ・施設の分布をみると、福山市が最も多く、その他に尾道市、府中市、三次市、庄原市、広島市、埼玉県となっています。

表 利用されている町外の訪問・通所事業所（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	所在地	人数(人)
居宅介護	ヘルパーステーション広心「喜んでっ」	福山市	1
	ニチイケアセンター倉光	福山市	1
	りらくす	広島市	1
	合 計	-	3
生活介護	ジョイジョイワーク たかにし	福山市	1
	久松共働センター	福山市	1
	あらくさ	三次市	2
	おおむらさき	府中市	1
	未来図	府中市	1
	すが野の里	尾道市	1
	みとう温泉	庄原市	1
	ハートポートセンターともいき	埼玉県	1
	いもの子作業所	埼玉県	1
	合 計	-	10
放課後等デイサービス	ギフト	福山市	1
児童発達支援	じゃんぐる	福山市	1
短期入所	あいあい広場	福山市	1
	ほたるの里	尾道市	1
	にじ色ホーム	三次市	1
	合 計	-	3

注：資料は、町福祉課。

イ 通所就労系施設

- 町外で利用されている通所就労系施設は、自立訓練（宿泊型訓練）事業所及び自立訓練（生活訓練）事業所1か所、就労移行支援事業所2か所、就労継続支援B型（非雇用型）事業所11か所があります。
- 事業所の分布は、福山市、尾道市、府中市、庄原市、三原市、三次市、広島市、高梁市となっています。

表 利用されている町外の通所就労系施設（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	所在地	人数(人)
自立訓練 (宿泊型訓練)	瑠璃寮	尾道市	1
	瑠璃寮	尾道市	1
就労移行支援	青空	庄原市	1
	もりの輝舎	三原市	1
	合 計	-	2
就労継続支援B型 (非雇用型)	遠行工房	福山市	1
	せんだんの家	福山市	1
	どんぐり	福山市	1
	JOBはんどプラス	福山市	1
	わかば	府中市	1
	夢のひかり	府中市	1
	やまと	尾道市	1
	夢工房 ねむの木	三次市	3
	みとう温泉	庄原市	1
	りらくす	広島市	1
	たいようの丘 虹	高梁市	1
	合 計	-	13

注：資料は、町福祉課。

ウ 入所施設

- ・町外で利用されている入所施設の状況をみると、施設入所支援事業所13か所、入所者数23人です。また、療養介護事業所2か所、入所者数2人となっています。
- ・事業所の分布は、福山市、庄原市、竹原市、東広島市、三原市、府中市、安芸高田市となっています。

表 利用されている町外の入所施設（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	所在地	人数(人)
施設入所支援	ともいきの里	庄原市	4
	神辺ホーム	福山市	1
	ライフサポート聖恵	竹原市	1
	春日寮	福山市	1
	「ゼノ」なごみの家	福山市	4
	いこいの家	福山市	1
	大日学園	府中市	3
	大和学園	三原市	1
	西志和農園	東広島市	1
	中国芸南学園成人部	竹原市	1
	あゆみ苑成人寮	福山市	1
	庄原もみじ園	庄原市	3
	清風会サンサンホーム	安芸高田市	1
	合 計	-	23
療養介護	県立福山若草園	福山市	1
	賀茂精神医療センター	東広島市	1
	合 計	-	2

注：資料は、町福祉課。

エ 共同生活援助

- ・町外で利用されている共同生活援助事業所は8か所、入所者数11人となっています。

表 利用されている町外共同生活援助事業所（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	所在地	人数(人)
共同生活援助	川辺共同生活介護事業所	府中市	3
	大日共同生活介護事業所	府中市	1
	ともまちハウス	福山市	1
	ゼノホーム 青雲	福山市	2
	浦上寮	福山市	1
	そよ風	庄原市	1
	みどりの町 ひがしひろしまホーム	東広島市	1
	たいようの丘 ひだまり	高梁市	1
	合 計	-	11

注：資料は、町福祉課。

オ 計画相談支援

- ・町外で利用されている計画相談支援事業所は4か所で、利用者数は10人です。

表 利用されている町外の相談支援事業所（平成26年4月サービス分）

サービスの種類	事業所名	所在地	人数(人)
計画相談支援	生活支援センター ほほえみ	福山市	1
	は〜と&は〜と	府中市	2
	障害者相談支援センター タクト	三原市	1
	相談支援事業所 ゆうしゃいん	庄原市	6
	合 計	-	10

注：資料は、町福祉課。

(3) 特別支援学校への通学状況

- ・町外の特別支援学校への通学状況をみると、小学部及び中学部の児童は県立福山北特別支援学校に通学しており、児童数は小学部2名、中学部1名です。高等部の生徒は、県立福山北特別支援学校と県立沼隈特別支援学校に通学しており、生徒数はそれぞれ1名です。

表 町内の児童生徒が通学している特別支援学校（平成26年4月1日）

学 部	学 校 名	人数(人)
小学部	県立福山北特別支援学校	2
中学部	県立福山北特別支援学校	1
高等部	県立福山北特別支援学校	1
	県立沼隈特別支援学校	1
合 計		5

注：資料は、広島県及び町教育委員会。

資料2 計画策定の経緯

1 神石高原町地域自立支援協議会委員名簿

区分	名前	選出区分	備考
会長	笹部博幸	障害者関係団体	神石高原町身体障害者福祉協会
副会長	三石真之	福祉関係事業所	社会福祉法人 神石よつば会 ゆき作業所
委員	内藤優	障害者関係団体	神石高原サロン連絡協議会
	小西くみ	障害者関係団体	神石高原町知的障害者 家族の会
	山口幸子	障害者関係団体	神石高原町精神障害者家族連絡協議会
	小坂芙美	民生児童委員	神石高原町民生委員児童委員協議会
	西山賢三	社会福祉協議会	神石高原町社会福祉協議会
	三村昌樹	公共職業安定所	府中公共職業安定所
	平岡辰士	相談支援事業所	社会福祉法人静和会「は〜と&は〜と」
	山内好紀	福祉関係事業所	社会福祉法人 紅萌会グループ 神石高原町福祉事業部

注：任期は、平成26年6月1日～平成28年3月31日。

2 審議経過

開催回	開催年月日	審議内容
第1回	平成26年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期神石高原町障害福祉計画の策定の進め方 ・ 福祉サービスの現状 ・ 福祉サービスの課題
第2回	平成27年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画における福祉サービス体制 ・ 計画の目標値とサービスの見込量 ・ 計画のとりまとめ